

売払い

令和 7 年度第 2 回名古屋市有地売払い
(一般競争入札(郵送方式))

入札案内書

(入札参加申込書付き)

参加申込期間 : 令和 7 年 12 月 1 日 (月) から
令和 7 年 12 月 25 日 (木) まで
入札書提出期限 : 令和 8 年 2 月 4 日 (水) まで
開 札 日 : 令和 8 年 2 月 6 日 (金)

申込みの前には必ずこの案内書をお読みください。

名 古 屋 市

目次

◇ あらまし.....	P1
◇ 入札説明書.....	P2
第 1 入札に参加される前に.....	P2
第 2 参加者の資格.....	P4
第 3 現地見学会.....	P6
第 4 申込み.....	P7
第 5 入札参加者への入札書等の送付.....	P8
第 6 入札保証金.....	P8
第 7 入札書等の提出.....	P9
第 8 入札.....	P10
第 9 入札の辞退.....	P10
第10 開札日時等.....	P11
第11 くじ抽選方法.....	P11
第12 契約の締結.....	P13
第13 売買代金の納付.....	P13
第14 所有権移転等.....	P14
第15 埋設物調査.....	P15
第16 土壌汚染調査.....	P16
第17 用途制限等.....	P17
第18 先着順売払い.....	P17
◇ 売払物件.....	P18
位置案内図.....	P19
売払物件一覧表.....	P20
物件説明書.....	P22
◇ 売買契約書（ひな形）.....	P58
◇ 入札参加申込書.....	P63
◇ 誓約書.....	P65
◇ 承諾書.....	P67
◇ 法人役員に関する調書.....	P75
◇ 入札辞退届.....	P77
◇ 各種記載例.....	P79
◇ 入札参加申込チェックリスト.....	P88
◇ アンケート調査ご協力をお願い.....	P89
◇ 市役所位置図・交通案内図.....	P91

あ ら ま し

名古屋市では、一般競争入札により最低売却価格以上で、最も高い金額で入札された方に市有地を売却しています。

入札は郵送方式で行います。この入札案内書をよくご確認くださいうえでお申込みください。

申 込 み

☎ 7ページ 参照

令和 7年12月 1日(月)から令和 7年12月25日(木)まで ※必着
書留又は簡易書留により郵送してください。

〒460-8508 名古屋市中区三の丸三丁目 1番 1号
名古屋市役所財政局財産管理課 市有地売却班あて

入札参加者への 入札書等の送付

☎ 8ページ 参照

令和 8年 1月中旬（開札日の 2週間前頃）

入札参加資格の確認後、「入札書」等を簡易書留にて郵送します。
※令和 8年 1月23日（金）を過ぎても書類が届かなかった場合は、
名古屋市役所財政局財産管理課にご連絡ください。

入札書等の提出

☎ 9ページ 参照

入札書等がお手元に届いてから令和 8年 2月 4日(水)まで
※必着
書留又は簡易書留により郵送してください。

開 札

☎ 11ページ 参照

令和 8年 2月 6日(金) 午前10時00分

開札会場 市役所西庁舎12階 西12E会議室

契約締結期限

☎ 13ページ 参照

令和 8年 3月 9日(月)まで

※物件市 7、市 9については、農地法の手続きを要するためこの限りでは
ありません。

契約及び所有権移転登記は、落札者名義になります。

売買代金納付

☎ 13ページ 参照

売買代金の納付は、次のいずれかの方法によります。

- ① 売買契約の締結までに売買代金の全額を納付する方法
- ② 売買契約の締結までに売買代金の 1割相当額以上の契約保証
金を納付し、契約日から20日以内に残額を納付する方法

所有権移転等

☎ 14ページ 参照

売買代金の全額を納付した時点で所有権を移転し、現状有姿（あ
るがままのかたち）で引渡します。

所有権移転登記の手続きは名古屋市が行いますが、登録免許税は
買受人の負担になります。

入 札 説 明 書

第 1 入札に参加される前に

1 この「入札説明書」をよくお読みください。

- (1) 「入札説明書」には、入札日時、入札に参加する手順、落札した場合の契約内容、物件説明書など、入札にあたって必要なことが記載されています。
- (2) 物件説明書（22ページから57ページ）の記載事項は、調査時点のものであり、現時点で変更されている場合があります。申込みをされる方は必ずご自身で現地確認や諸規制の確認を行ってください。また、図面についても現状と異なる場合があります。物件説明書の記載事項と現状に差異が生じている場合には現状を優先します。

2 売払物件はすべて現状引渡しです。

- (1) 売払物件には、当該物件上のすべての建物（設備等を含む）、工作物（フェンス、擁壁、給排水施設、舗装、車止めなど）、樹木などを含みます。物件説明書と現状に差異が生じている場合は現状を優先し、契約後の物件引渡しも現状有姿で行います。
- (2) 隣地から売払物件に越境物がある場合や隣地への越境物がある場合についても、現状のままで引渡します。名古屋市は越境物を解消するための交渉や手続きは行いませんので、相隣関係間で話し合ってください。契約後に越境が判明した場合も同様です。越境が目立つもの、明らかに視認できるものは、物件説明書の参考事項欄に記載しています。（ただし、樹木、草花、簡易に移設できるものの越境については記載していない場合もあります。）
- (3) 売払物件の埋設物調査、地盤調査及び土壌調査は原則として行っていません。（市 2、市 3、市 4、市 6、市 9、市10については地下埋設物調査、市1については土壌汚染調査を実施しています。）調査未実施の物件を含め、売払物件の地表及び地下に建物工作物等の基礎部分その他埋設物があった場合には、買受人の自己負担で撤去及び処分等を行ってください。土壌汚染対策が必要な場合も同様です。
- (4) 守山区等を含む名古屋東部丘陵では、江戸時代から戦後にかけて亜炭の採掘が行われていましたが、売払物件については、亜炭鉱に関する調査は行っていません。亜炭鉱に関する調査や亜炭鉱跡があった場合の対応については、買受人が自己負担により行ってください。

3 隣接地との境界については以下の通りです。

- (1) 各物件の境界は確定しており、隣接地との境界標を設置しています。
- (2) 隣接土地所有者との立会いは、売払物件とするまでの間に行っていますが、その後、売買等により隣接土地所有者が変わった場合においては、再度立会いは行っていません。
- (3) 境界標の補修や打ち直しは行わず現状のままで引渡しになります。

4 入札及び売買契約は実測地積で行います。

- (1) 入札及び売買契約の地積は、物件説明書に記載した実測地積で行います。
- (2) 所有権移転登記については、公簿地積で行います。

5 建築制限等について、あらかじめご自身でご確認ください。

- (1) 売払物件を使用する場合には、都市計画法、建築基準法等の各種法令等の規制を受けることとなりますので、入札に参加される方の計画に見合った利用の可否について、**あらかじめご自身で関係行政機関に十分ご確認ください。**
- (2) 各種供給施設（電気・ガス・上下水道等）の引き込み、空中架線の撤去、接面道路上の電柱・街路樹等の移設及び車両乗り入れ施設の設置、埋蔵文化財包蔵地の場合の発掘調査などの手続き及び費用は買受人の負担となりますので、**あらかじめ関係企業者及び関係行政機関にご確認ください。**

6 事前に必ず現地をご確認ください。

市 1を除き、現地見学会は行いませんので、事前に必ず現地をご確認ください。現地の確認の際は、みだりに隣接地に立ち入ったり、フェンス等の工作物を傷つけたり、違法・迷惑駐車を行うなど、周辺の住民の方のご迷惑にならないようご配慮をお願いいたします。

7 落札金額及び落札者名等を公表します。

物件ごとに、入札者数、落札金額及び落札者名を名古屋市公式ウェブサイトで公表します。また、落札者以外の方の入札金額や入札に参加された方の氏名等についても、問い合わせや情報公開請求があれば公表します。入札結果の公表に同意いただけない方は、入札の参加申込みをすることができませんので、ご注意ください。申込みをいただいた方は、入札結果の公表に同意いただいたものとみなします。

8 電子契約には対応していません。

名古屋市では、令和 6年 9月 2日から電子契約（インターネット上にある電子化した契約書を事業者と名古屋市がお互いに承認することで、契約を締結する方式）を導入しましたが、現状においては、市有地売払い入札は電子契約に対応していません。

第 2 参加者の資格

1 次のいずれかに該当する方は、入札に参加することができません。

- (1) 契約を締結する能力を有しない方
- (2) 破産者で復権を得ない方
- (3) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 32 条第 1 項各号に掲げる方
- (4) 次のアからキのいずれかに該当する事実があった後 3 年を経過しない方。ただし、当該事実と同一の事由により名古屋市指名停止要綱（平成 15 年 3 月 5 日付け 15 財用第 5 号）に基づく指名停止（以下「指名停止」という。）を受けている方を除きます。
 - ア 契約の履行に当たり、故意に工事、製造その他の役務を粗雑に行い、又は物件の品質若しくは数量に関して不正の行為をしたとき。
 - イ 競争入札又はせり売りにおいて、その公正な執行を妨げたとき又は公正な価格の成立を害し、若しくは不正の利益を得るために連合したとき。
 - ウ 落札者が契約を締結すること又は契約者が契約を履行することを妨げたとき。
 - エ 地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 234 条の 2 第 1 項の規定による監督又は検査の実施に当たり職員の職務の執行を妨げたとき。
 - オ 正当な理由がなくて契約を履行しなかったとき。
 - カ 契約により、契約の後に代価の額を確定する場合において、当該代価の請求を故意に虚偽の事実に基づき過大な額で行ったとき。
 - キ アからカまでのいずれかにより一般競争入札に参加できないこととされている方を契約の締結又は契約の履行に当たり代理人、支配人その他の使用人として使用したとき。
- (5) 次のア、イに掲げる著しい経営不振の状態にある方。ただし、更生手続開始又は再生手続開始の決定後、新たに名古屋市競争入札参加資格審査申請を行い認定を受けた方を除く。
 - ア 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている方
 - イ 民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている方
- (6) 入札公告の日（令和 7 年 12 月 1 日）から落札決定までの間に指名停止の期間中の方
- (7) 入札公告の日（令和 7 年 12 月 1 日）から落札決定までの間に「名古屋市が行う契約等からの暴力団関係事業者の排除に関する合意書」（平成 20 年 1 月 28 日付け 名古屋市長等・愛知県警察本部長締結）及び「名古屋市が行う公有財産の売払い及び貸付の契約等からの暴力団関係事業者の排除に関する取扱要綱」（平成 20 年 2 月 15 日付け 19 財管第 253 号）に基づく排除措置を受けている方

2 暴力団関係事業者の排除について

名古屋市では、名古屋市が行う契約等からの暴力団関係事業者の排除措置として、愛知県警察との協議のうえ合意書を締結しており、公有財産の売払い・貸付け契約についても、入札参加者が排除対象事業者に該当するか否か、名古屋市から愛知県警察に照会

します。

このため、入札参加申込者全員（法人の場合は、法人の役員全員）について、役職名・氏名・生年月日・性別・住所の情報を提出していただきます。（詳しくは「第 4 申込み」（7ページ）をご覧ください。）情報の提出に同意いただけない方は、入札の参加申込みをすることができませんので、ご注意ください。

なお、入札参加のために提出された書類等に記載された情報は、上記照会を含めた入札関連事務のみに使用し、その他の目的には一切使用しません。

名古屋市が行う契約等からの暴力団関係事業者の排除に関する合意書（抄）

（平成20年 1月28日付け 名古屋市長等・愛知県警察本部長締結）

1 定義

この合意書において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 略
- (2) 法人等 法人その他の団体又は個人をいう。
- (3) 役員等 法人にあっては非常勤を含む役員及び支配人並びに営業所の代表者、その他の団体にあっては法人の役員等と同様の責任を有する代表者及び理事等、個人にあってはその者及び支店又は営業所を代表する者をいう。
- (4) 暴力団 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3年法律第77号）第 2条第2号に規定する暴力団をいう。
- (5) 暴力団員等 暴力団の構成員、及び暴力団と関係を持ちながら、その組織の威力を背景として暴力的不法行為等を行う者をいう。
- (6) 排除措置 4(1)の排除要請に基づき、対象となる法人等を入札等へ参加させない、契約等の相手方としない等の措置をいう。

2 排除措置の対象となる法人等

この合意書に基づく、排除措置の対象となる法人等は、次のとおりとする。

- (1) 役員等に、暴力団員等がいる法人等
- (2) 暴力団員等がその経営又は運営に実質的に関与している法人等
- (3) 役員等又は使用人が、暴力団の威力若しくは暴力団員等又は暴力団員等が経営若しくは運営に実質的に関与している法人等を利用するなどしている法人等
- (4) 役員等又は使用人が、暴力団若しくは暴力団員等又は暴力団員等が経営若しくは運営に実質的に関与している法人等に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど暴力団の維持運営に協力し、又は関与している法人等
- (5) 役員等又は使用人が、暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有している法人等
- (6) 役員等又は使用人が、前各号のいずれかに該当する法人等であることを知りながら、これを利用するなどしている法人等
- (7) 役員等又は使用人が、暴力団又は暴力団員等から、名古屋市が行う契約等において妨害（不法な行為等で、契約等履行の障害となるものをいう。）又は不当要求（金銭の給付等一定の行為を請求する権利若しくは正当な利益がないにもかかわらずこれを要求し、又はその要求の方法、態様若しくは程度が社会的に正当なものと認められないものをいう。）を受けたことを認識していたにもかかわらず、市への報告又は警察への被害届の提出を故意に又は正当な理由がなく行わなかった法人等

第 3 現地見学会

市 1の物件を除き、見学会を行いませんので、ご自身で現地確認を行ってください。

市 1の物件については、下記のとおり現地見学会を実施します。

現地見学会をご希望の方は、裏表紙に記載の問い合わせ先まで事前にご連絡ください。現地見学会への参加は任意ですが、事前にご連絡がなかった場合、現地見学会は行いません。

なお、市 1の北側隣接地（港区稲永五丁目1109番1）は名古屋港管理組合の所有する土地で、名古屋市有地売払い入札と同日程で入札を実施する予定です。このため、現地見学会は名古屋港管理組合と同日時に行いますので、いずれか一方へお申し込みください。

（名古屋港管理組合 港営部 管財課 TEL052-654-7895）

日時

令和 7年12月12日（金） 午後 1時00分から午後 3時30分まで

場所

港区稲永五丁目29番3外3筆

付近見取図（23ページ）を参照してください。

その他

車でお越しの際は近くのコインパーキング等をご利用ください。

第 4 申込み

申込期間	令和 7年12月 1日(月)から令和 7年12月25日(木)まで (必着)
提出先	〒460-8508 名古屋市中区三の丸三丁目 1番 1号 名古屋市役所財政局財産管理課 市有地売払班あて ※封筒(表)に「入札参加申込書在中」と朱書きしてください。(記載例は79ページをご覧ください。) 【ご不明な点等の問い合わせ先】 名古屋市役所財政局財産管理課 (TEL052-972-2318)
必要書類	(1) 入札参加申込書 (巻末に綴じ込んであります。) 連名申込の場合は、申込者欄に全ての申込者名を併記してください。 (2) 誓約書 (巻末に綴じ込んであります。) (3) 承諾書 (埋設物に係る承諾書) (市 2、市 3、市 4、市 6、市 9、市10の場合) 承諾書 (越境に係る承諾書) (市 1、市 2の場合) 承諾書 (土壌汚染に係る承諾書) (市 1の場合) いずれの承諾書も巻末に綴じこんであります。埋設物調査については15ページ、土壌汚染調査については16ページも併せてご覧ください。 (4) 〈個人の場合〉 ・ 住民票の写し 1通 (コピーのことではありません。) (個人番号(マイナンバー)の記載の無いものをご使用ください。) 〈法人の場合〉 ・ 現在事項全部証明書 1通 ・ 法人役員に関する調書 (巻末に綴じ込んであります。) 1通 ※住民票の写し、現在事項全部証明書は発行後 3か月以内のもので、連名の場合は連名者全員のもの。 ※(1)、(3)の書類については、申込物件 1件につき 1部ご提出ください。 (2)、(4)の書類については、申込物件の数にかかわらず、申込者 1者に対して 1部のみご提出ください。
注意事項	(1) 必要書類は、書留又は簡易書留により郵送してください。 電話での申込みはできません。 (2) 期限までに到達しない申込み、必要書類がそろっていない申込みは無効となりますので、早めに郵送してください。 (3) 物件ごとに、入札者数、落札金額及び落札者名を名古屋市公式ウェブサイトで公表します。また、落札者以外の方の入札金額や入札に参加された方の氏名等についても、問い合わせや情報公開請求があれば公表します。申込みをいただいた方は、入札結果の公表に同意いただいたものとみなします。 (4) 所有権移転登記をするまでの間に役員の交代や社名変更などを予定している法人の方は、必ず事前にご相談ください。 (5) 提出された書類は一切お返しできませんのでご了承ください。

「アンケート調査ご協力のお願い」

今後の名古屋市有地貸付けの参考としますので、入札参加申込書等を郵送する際にアンケート調査（巻末に綴じ込んであります。）のご協力をお願いいたします。

第 5 入札参加者への入札書等の送付

入札参加資格の確認後、次の書類を送付します。（1月中旬（開札日の2週間前頃））

- 1 入札書
- 2 入札書記入のご案内
- 3 入札参加書（市役所返送用）
- 4 開札立会参加書
- 5 入札保証金納付書
- 6 入札保証金還付請求書

令和 8年 1月23日（金）を過ぎても書類が届かなかった場合は、名古屋市役所財政局財産管理課（Tel052-972-2318）にご連絡ください。

第 6 入札保証金

- 1 **物件ごとに本市が指定する金額（売払物件一覧表（20ページ）に掲載しています。）**を入札保証金として、事前に金融機関にて納付していただきます。
- 2 落札者以外の方には開札後に入札保証金を還付します。（還付まで2週間程度を要します。）
- 3 落札者には売買契約締結後に入札保証金を還付します。（還付まで2週間程度を要します。）なお、落札者が契約を締結しない場合は本市に帰属します。
- 4 入札保証金は、落札者からの申し出により契約保証金又は売買代金の一部に充てることができます。
- 5 還付する入札保証金には、利子を付けません。

第 7 入札書等の提出

入札期間	入札書等がお手元に届いてから令和 8 年 2 月 4 日（水）まで（必着） 期限までに到達しない入札書等は無効となりますので、早めに郵送してください。 ※入札書の書換え、引換え、撤回はできません。
提出先	〒460-8508 名古屋市中区三の丸三丁目1番1号 名古屋市役所財政局財産管理課 市有地売払班あて ※書留又は簡易書留により郵送してください。
必要書類	(1) 入札書 (2) 入札参加書（市役所返送用） (3) 入札保証金領収書（又は払込領収証）の写し (4) 入札保証金還付請求書 ※代理人が入札する場合は、委任状も併せて提出してください。
注意事項	(1) 入札書の提出は、二重封筒（中封筒、外封筒）を用いてください。 ① 中封筒には物件ごとに入札書を入れて封印し、その表側に入札者名、住所又は所在地及び物件番号を記載してください。 ② 外封筒には、入札件名（名古屋市有地売払い）を記載するとともに、入札書在中の旨を朱書きしてください。 裏側又は表側下部に入札者名、住所又は所在地を記載してください。 ③ 複数物件の入札に参加する場合、中封筒は物件ごとに作成いただく必要がありますが、郵送用の外封筒は 1 通とし、中封筒のほか、入札参加書、入札保証金領収書（又は払込領収証）の写し、入札保証金還付請求書すべてを同封してください。 (2) 談合情報が寄せられた場合には、入札を中止することがあります。

第 8 入札

- 1 入札には所定の入札書を使用します。
- 2 入札書には、黒又は青インクのボールペンや万年筆を使用して明確かつ明瞭に記入してください。訂正が容易に可能な筆記用具（鉛筆やシャープペンシル、消せるインクを使用したボールペン等）は使用できません。
- 3 誤字又は脱字を加除訂正した場合にはその箇所又は付近に押印してください。なお、金額の訂正はできませんのでご注意ください。
- 4 入札金額はアラビア数字(算用数字)を使用し、円未満の端数は記入しないでください。
- 5 代理人は、1つの物件につき複数の入札を代理することはできません。
- 6 上記のほか、次のいずれかに該当する入札は、無効とします。
 - (1) 入札書の書換え、引換え又は撤回による入札
 - (2) 入札参加資格のない方による入札
 - (3) 入札保証金が納付されていない入札
 - (4) 入札保証金が物件ごとに指定する金額に満たない入札
 - (5) 最低売却価格に達しない金額を記入した入札
 - (6) 金額を改ざんし、又は訂正した入札
 - (7) 記入事項を判読できない入札
 - (8) 入札事項の一部又は全部が記入されていない入札
 - (9) 一の額をもって価格が表示されていない入札
 - (10) 同一物件につき同一の名をもってした 2通以上の入札（代理人によるものも含む。）
 - (11) 委任状を提出していない代理人による入札
 - (12) 到達期間内に到達しなかった入札
 - (13) 到達期間内に必要書類が提出されなかった入札
 - (14) その他入札の条件に違反した入札

第 9 入札の辞退

- 1 入札申込後に入札を辞退する場合は、**入札書提出期限（令和 8年 2月 4日（水））**までに入札辞退届（巻末に綴じ込んであります。）を、申込受付後に送付する「入札保証金納付書」とともに、名古屋市役所財政局財産管理課に提出してください。
なお、令和 8年 2月 4日（水）までに提出が間に合わない場合には、名古屋市役所財政局財産管理課（TEL052-972-2318）までご連絡ください。
- 2 入札書提出前に入札を辞退しても、これを理由として不利益な扱いを受けるものではありませんが、**落札決定後の契約辞退については、納付した入札保証金は本市に帰属することとなるほか、今後実施する市有地売払い及び貸付け入札に一定期間参加できなくなりますのでご注意ください。**

第10 開札日時等

日時	令和 8年 2月 6日（金） 午前10時00分
会場	名古屋市役所 西庁舎12階 西12E 会議室

- 1 開札会場で開札の状況をご覧くださいことができます。
- 2 **開札日は入札書の投函はできません。**必ず令和 8年 2月 4日（水）までに書留又は簡易書留にてご提出ください。
- 3 入札者のうち最低売却価格以上で最も高い金額の入札をした方を落札者とします。
- 4 最高金額の入札者が複数あるときは、くじにより落札者を決定します。

第11 くじ抽選方法

落札となるべき同価格の入札をした者が 2者以上の場合は、以下の方法により落札者を決定します。

【抽選番号の決定方法】

入札参加者が入札書を送付する際の書留郵便に割り当てられる郵便追跡サービスの個別番号を使用して、くじ対象者に番号（以下「抽選番号」という。）を割り当てます。「抽選番号」の割り当て方法は以下のとおりです。

- (1) 郵便追跡サービスの個別番号の下 4桁を抽出する。（何らかの事情により郵便追跡サービスの個別番号が使用できない場合は、(2)、(3) で使用する全ての数字を 9 として取り扱うものとする。）
- (2) 下 4桁の数字が小さい者から順に「抽選番号」を割り当てる。
「抽選番号」は 0からはじまり、順番に 0→ 1→ 2→ 3→…と順次割り当てる。
- (3) 下 4桁が同一の数字の場合は、下 5桁目以降の数字を順次参照する。

【落札者の決定方法】

郵送された入札書に記入するくじ抽選用の 3桁の任意のくじ番号を使用し、落札者を決定します。落札者の決定方法は以下のとおりです。

- (1) 同価格の入札書に記載された任意のくじ番号を合計する。（くじ番号が不明確または未記入の場合は、9 9 9として取り扱うものとする。）
- (2) その合計数を同価格の入札者数で割り、「余り」の数字を算出する。この「余り」の数字を落札者決定のくじの「当選番号」とする。
- (3) 上記の「抽選番号」と「当選番号」の数字が一致した者を落札者とする。

※各参加者のくじ番号（3桁の任意の数）は、入札書に記載してください。

このくじ番号は、同価格での入札が無かった場合使用しません。

(例) 4 者が同価格の入札の場合

表 1 抽選番号の決定

入札者	個別番号	下4桁	下5桁目	抽選番号
A 社	987-65-43210-1	2101		0
B 社	765-54-43210-2	2102		1
C 社	345-67-89901-2	9012	9	3
D 社	456-78-90901-2	9012	0	2

表 2 当選番号の決定

入札者	任意の3桁のくじ番号
A 社	2 3 4
B 社	8 7 6
C 社	4 6 8
D 社	3 5 7
合計	1 9 3 5

入札書に記載された任意のくじ番号の合計 1 9 3 5

同価格での入札者 4 者

$$1\ 9\ 3\ 5 \div 4 = 4\ 8\ 3 \text{ 余り } 3$$

余りの数字である「3」を「当選番号」とする。

「抽選番号」と「当選番号」が3で一致するC社が落札者となる。

第12 契約の締結

- 1 落札者には、開札終了後すみやかに売却決定通知書及び入札保証金充当申出書を簡易書留にて郵送するとともに、契約日等の協議を行います。
 - 2 契約日等の決定後、すみやかに売買契約書及び納入通知書等の契約関係書類を簡易書留にて郵送します。
 - 3 **契約締結期限は令和 8年 3月 9日（月）**です。契約締結期限までに売買契約を締結せず、落札者の資格を取り消した場合、納付された入札保証金は還付しません。
- ※市 7、市 9については落札後30日以内に、農業委員会へ農地法第 3条又は第 5条に基づき許可又は届出の手続きを行い、許可後又は届出受理後30日以内に売買契約を締結しなければなりません。期限までに許可又は届出の手続きを行わないときや期限までに売買契約を締結しないとき、もしくは許可又は届出受理が認められないことにより契約締結ができないときは、落札者の資格を取り消し、納付された入札保証金は還付しません。
- 4 売買契約書に貼付する収入印紙は、落札者の負担とします。
 - 5 売買契約及び所有権移転登記は落札者名義で行います。
 - 6 売買契約書（ひな形）は58ページから62ページに掲載しています。

第13 売買代金の納付

- 1 売買代金の納付は、次のいずれかの方法によります。
 - (1) 売買契約の締結までに売買代金の全額を納付する方法
 - (2) 売買契約の締結までに売買代金の 1割相当額以上の契約保証金を納付し、契約日から20日以内に残額を納付する方法

【20日以内とは】

☞ 契約日の翌日が起算日です。例えば 3月 4日に契約を締結する場合は 3月24日までに売買代金を納付する必要があります。

☞ 20日目が土日祝休日の場合は、直後の平日までに納付する必要があります。

- 2 契約保証金の取扱いは次のとおりです。
 - (1) 契約保証金は、売買代金が納付された場合には還付し、売買代金が納期限までに納付されなかった場合は、名古屋市に帰属します。
 - (2) 契約保証金は、申し出により売買代金の一部に充てることができます。
 - (3) 還付する契約保証金には、利子を付けません。

第14 所有権移転等

1 所有権移転

売買代金の全額が納付された時に、落札物件の所有権を移転します。

2 引渡し

- (1) 所有権の移転と同時に現状有姿で引渡しをします。
- (2) 引渡し後、売払物件が種類、品質又は数量に関して契約に適合しないこと（以下「契約不適合」といいます。）を発見しても、契約不適合について名古屋市は責任を負いません。ただし、買受人が消費者契約法（平成12年法律第61号）第2条第1項に定める消費者に該当する場合は、履行の追完、売買代金の減額若しくは損害賠償の請求又は契約の解除について、引渡しの日から2年以内は協議に応じます。

3 所有権移転登記

- (1) 売買代金の全額納付を確認後、名古屋市が所有権移転登記の手続きを行います。所有権移転登記に必要な登録免許税は、買受人の負担となります。
- (2) 買受人には、登記に必要な下記の書類を提出していただきます。

住所証明書	〈個人の場合〉 住民票の写し（個人番号(マイナンバー)の記載の無いもの） 1通 〈法人の場合〉 現在事項全部証明書 1通 ※所有権移転登記時において、入札参加申込時に提出された上記の書類が発行後 3か月を経過しておらず、記載された内容に変更がない場合は、提出の必要はありません。
登録免許税の領収証書	登録免許税の税額を記入した国税納付書をあらかじめお渡ししますので、金融機関で納付してください。

- (3) 所有権移転登記までの間に氏名や住所又は名称や所在地を変更する予定があるときは、すみやかにご連絡ください。

第15 埋設物調査

埋設物調査（物件番号 市 2、市 3、市 4、市 6、市 9、市10）

- (1) 市 2、市 3、市 4、市 6、市 9、市10の物件については、地下埋設物調査を実施しています。調査方法、想定埋設物量等については名古屋市公式ウェブサイトで調査報告書を公表していますので、申込みをされる前に必ず内容をご確認ください。
- (2) 地下埋設物及び地下埋設量は、試掘調査による推計であり、調査報告書に記載がない地下埋設物等が存在する可能性もありますので、この点を了承した上で、入札にご参加ください。
- (3) 承諾書
市 2、市 3、市 4、市 6、市 9、市10の物件を申し込む場合は、承諾書の提出が別途必要です。
承諾していただく内容は次のとおりです。
 - ア 名古屋市が実施した地下埋設物調査報告書に記載がある埋設物について撤去・処分が必要な場合、一切の費用はすべて買受人の負担とすること。
 - イ 地下埋設物調査報告書に記載がない、又は推計を上回る数量の地下埋設物が確認された場合、売払人は一切の責任を負わないものとし、買受人は履行の追完の請求、売買代金の減額の請求、損害賠償の請求又は契約の解除をすることができないこと。
 - ウ 地下埋設物に起因する土壌汚染が判明した場合、売払人は一切の責任を負わないものとし、買受人は履行の追完の請求、売買代金の減額の請求、損害賠償の請求又は契約の解除をすることができないこと。
- (4) 売買契約書
市 2、市 3、市 4、市 6、市 9、市10の物件については、契約書に地下埋設物に係る条項が追加されます。売買契約書（58ページから62ページ）をご覧ください。
- (5) その他
埋設物調査において埋設物が確認されなかった物件及び調査未実施の物件についても地下埋設物等が存在する可能性がありますので、この点を了承した上で、入札にご参加ください。

第16 土壌汚染調査

土壌汚染調査（物件番号 市 1）

(1)市 1の物件については、土壌汚染調査を実施しています。名古屋市公式ウェブサイト
で調査報告書を公表していますので、申込みをされる前に必ず内容をご確認ください。

(2) 承諾書

市 1の物件を申し込む場合は、承諾書の提出が別途必要です。

承諾していただく内容は次のとおりです。

ア 名古屋市が実施した土壌汚染調査報告書に記載がある土壌汚染について土壌の入
換え・撤去が必要な場合、一切の費用はすべて買受人の負担とすること。

イ 土壌汚染調査報告書に記載がない土壌汚染が発見された場合、売払人は一切の責
任を負わないものとし、買受人は履行の追完の請求、売買代金の減額の請求、損
害賠償の請求又は契約の解除をすることができないこと。

(3) 売買契約書

市 1の物件については、契約書に土壌汚染に係る条項が追加されます。売買契約書
(58ページから62ページ) をご覧ください。

第17 用途制限等

1 用途の指定

市 6、市10、市11、市12の物件については、売却後の使用目的を、公有地の拡大の推進に関する法律（昭和47年法律第66号）第 9条各号に掲げる施設（住宅、駐車場等）に限定します。

2 用途の制限

売買契約においては、次のとおり用途に関する禁止特約を付し、かつ、これに違反した場合は売買代金の 3割相当額の違約金を徴するものとします。また、契約を解除する場合があります。

(1) 禁止用途

ア 風俗営業の禁止

- ・すべての物件

風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第 122号）第 2条第 1項に規定する風俗営業及び同条第 5項に規定する性風俗関連特殊営業その他これらに類する業の用途

イ 公序良俗に反する行為

- ・すべての物件

暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3年法律第77号）第 2条第 2号に規定する暴力団又は法律の規定に基づき公の秩序等を害するおそれのある団体等に指定されているものを利する用途など、公序良俗に反する用途

(2) 禁止期間

契約日から起算して 5年を経過する日まで

3 調査協力義務

契約条件の履行状況を把握するため、名古屋市は随時に売払物件を実地調査し、又は買受人に必要な報告を求めることができます。この場合、買受人はこれに協力しなければなりません。

第18 先着順売払い

入札者がなかった物件については、後日、先着順にて売払いを行う予定です。詳細は名古屋市公式ウェブサイト等でお知らせします。

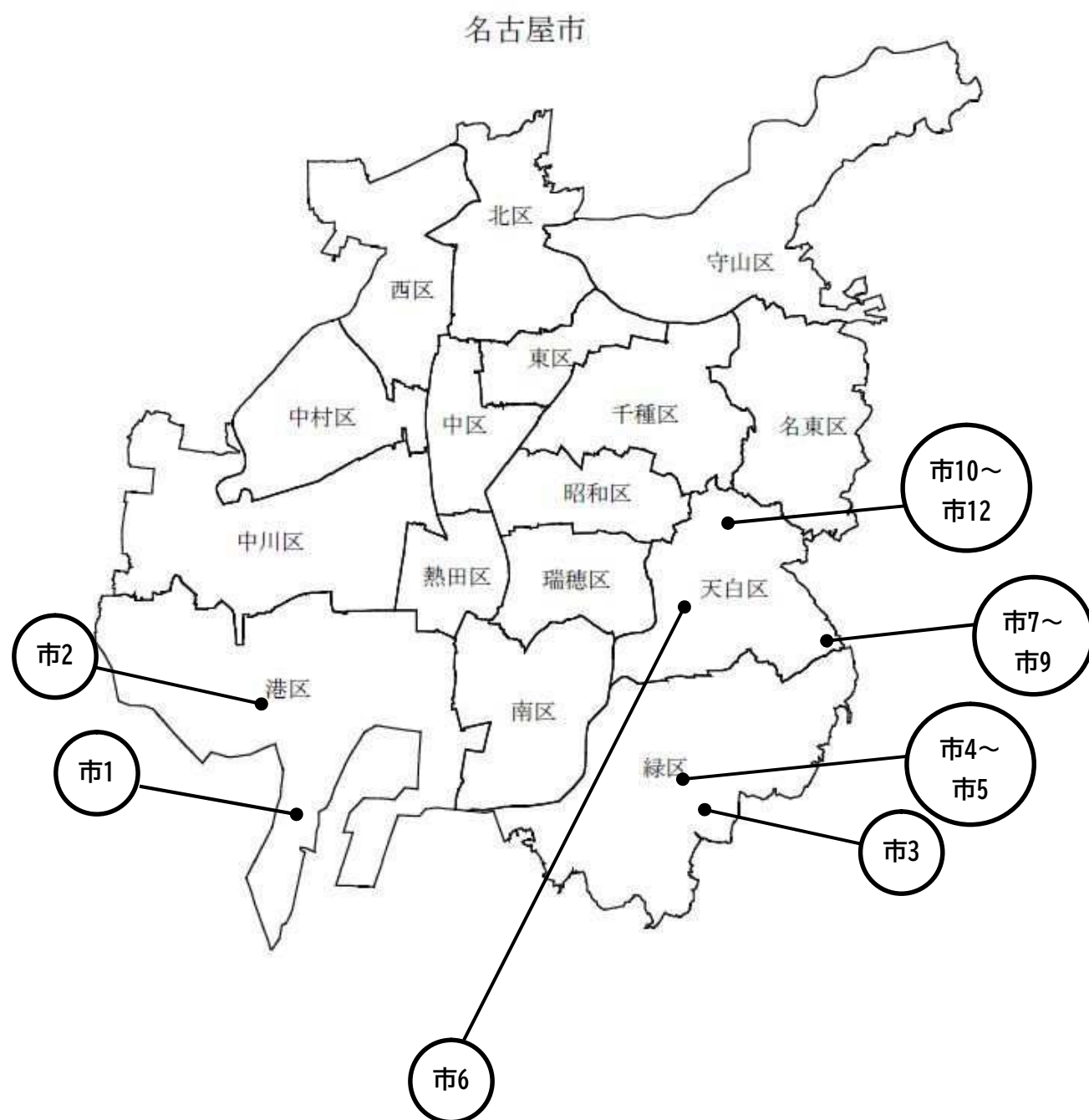
売 払 物 件

本頁以降に、位置案内図、売払物件一覧表、物件説明書を掲載しています。
物件説明書の各項目は、次の内容を記載しています。交通機関及び公共施設との距離は図上計測したものです。

接面道路の幅員等		接面道路の方位、幅員、道路の種別、舗装の有無を記載しています。幅員は、概ね前面道路の平均的な数値です。	
法令等に基づく制限	都市計画法等	区 域	市街化区域、市街化調整区域等の別を記載しています。
		用途地域 建ぺい率 容 積 率	都市計画で定められた用途地域等を記載しています。 複数の指定がある場合は、すべて記載しています。
		防火指定	防火地域、準防火地域の指定を記載しています。
		高度地区	都市計画で定められた建築物の高さの最高限度又は最低限度を記載しています。
	その他 法制限	上記以外の法制限がある場合を記載しています。 ※緑化地域、宅地造成工事等規制区域は市街化区域が対象になりますので記載を省略しています。	
交通機関		鉄道	地下鉄、あおなみ線、ＪＲ、名鉄、近鉄のうち、最も近距離の鉄道駅を記載しています。
		バス	最も近距離のバス停留所を記載しています。 近距離に複数ある場合は、運行本数等により主要な停留所を代表して記載しています。
供給処理施設		企業別に、前面道路の配管配線状況を記載しています。 「一」と記載されていても、近隣まで整備されており、引き込み可能な場合もあります。また「有」と記載されていても、使用容量等で直ちに対応できない場合もあります。 引き込みの可否、費用、工期等は各企業にご照会ください。	
公共施設		区役所	北、西、中川、港、守山、緑の各区には支所が置かれており、支所管内の物件については支所を記載しています。
		小学校 中学校	物件の属する学区の学校を記載しています。
参考事項		各物件の、特記すべき事項を記載しています。	
担当課		お問い合わせ窓口を記載しています。	

お申し込みの前には、必ず現地及び諸規制について調査確認ください。

位置案内図



売 払 物 件 一 覧 表

物件 番号	所在地番	登記 地目	地積 (㎡)	※1 地積 (坪)	最低売却 価格 (円)	入 札 保証金 (円)
市 1 ※2	港区稲永五丁目 29番3、30番3、 52番1、1010番1	用悪水路 公衆用道路 田	410.18	124.07	16,694,326	835,000
市 2	港区多加良浦町三丁 目34番1、35番1、35 番2、35番3、35番4	宅地	365.39	110.53	26,161,924	1,309,000
市 3	緑区有松南106番1、 107番、108番1	宅地	573.88	173.59	48,492,860	2,425,000
市 4	緑区太子二丁目 216番	宅地	166.37	50.32	23,624,540	1,182,000
市 5	緑区鳴海町字米塚 27番11、27番22	原野	112.88	34.14	17,300,554	866,000
市 6	天白区菅田三丁目 206番	宅地	105.40	31.88	9,380,600	470,000
市 7	天白区天白町大字平 針字荒池下7番60、 7番61、7番152、 7番174、7番360	畑 宅地 山林	1,648.00	498.52	122,281,600	6,115,000
市 8	天白区天白町大字 平針字大根ヶ越 161番2、163番1	山林	279.70	84.60	14,208,760	711,000
市 9	天白区天白町大字 平針字大根ヶ越 220番1	畑	763.58	230.98	90,607,167	4,531,000
市10	天白区天白町大字 八事字山田 24番316、24番365、 24番375	山林	346.22	104.73	9,451,806	473,000

市11	天白区天白町大字 八事字山田24番514	山林	472.02	142.78	34,551,864	1,728,000
市12	天白区天白町大字 八事字山田24番535	山林	180.17	54.50	9,098,585	455,000

※1 地積（坪）数値は、地積（㎡）数値に 0.3025 を乗じた値の小数第 3 位以下を切り捨てたものです。

※2 北側隣接地については、名古屋港管理組合が同日程で入札を行う予定です。詳細については、25ページをご確認ください。

物件説明書

番号	所在地番	登記地目	地積 (㎡)		最低売却価格 (円)
市 1	港区稲永五丁目				16,694,326
	29 番 3	用悪水路	93	15	
	30 番 3	公衆用道路	74	30	
	52 番 1	公衆用道路	50	34	
	1010 番 1	田	192	39	
			計 410	18	

接面道路の幅員等		南東側で幅員約5.5mの市道（舗装済） 南西側で幅員約12.8mの市道（舗装済）に接面しています。			
法令等に基づく制限	都市計画法等	区 域	市街化区域		
		用途地域	第 1 種住居地域		
		建ぺい率	60%	容 積 率	200%
		防火指定	準防火地域	高度地区	31m高度地区
	その他法制限	都市機能誘導区域外、居住誘導区域内（要安全配慮区域）、 第 2 種臨海部防災区域			
交通機関		鉄道	あおなみ線	「野跡」駅より北方へ	約 1.3km
		バス	市営バス	「西稲永」停留所より西方へ	約 0.3km
供給処理施設		配管等の状況		照会先・電話番号	
	電 気	前面道路配線	有	中部電力パワーグリッド(株) 港営業所	0120-929-309
	ガ ス	前面道路配管	有	東邦ガスネットワーク(株)	0570-010104
	上水道	前面道路配管	有	名古屋市上下水道局 西部営業センター	052-352-2511
	下水道	前面道路配管	有	名古屋市上下水道局 西部営業センター	052-352-2511
公共施設		港区役所		物件の北東方へ	約 4.5km
		稲永小学校		物件の北東方へ	約 0.7km
		港南中学校		物件の北東方へ	約 1.2km
参考事項		・地積は実測地積で、公簿地積は409㎡です。 ・木柵、土壌汚染等を含めた現状有姿での引渡となります。撤去及び処分等が必要な場合は、買受者がご自身の負担において行ってください。 ・本地は、土壌汚染状況調査を実施しています。名古屋市公式ウェブサイトで調査報告書を公表していますのでご確認ください。また、土壌汚染対策法に基づく形質変更時要届出区域に指定されています。（指定内容につきましては名古屋市公式ウェブサイトで台帳を公開していますのでご確認ください。） - 土地の形質を変更する場合には、環境局地域環境対策課（TEL052-972-2677）にお問い合わせのうえ、買受者がご自身の負担において必要な対策を行ってください。 ・本地南東側の接面道路に中部電力パワーグリッド(株)の電柱及びN T T(株)の電柱が、南西側の接面道路に中部電力パワーグリッド（株）の電柱があり、当該電柱からの			

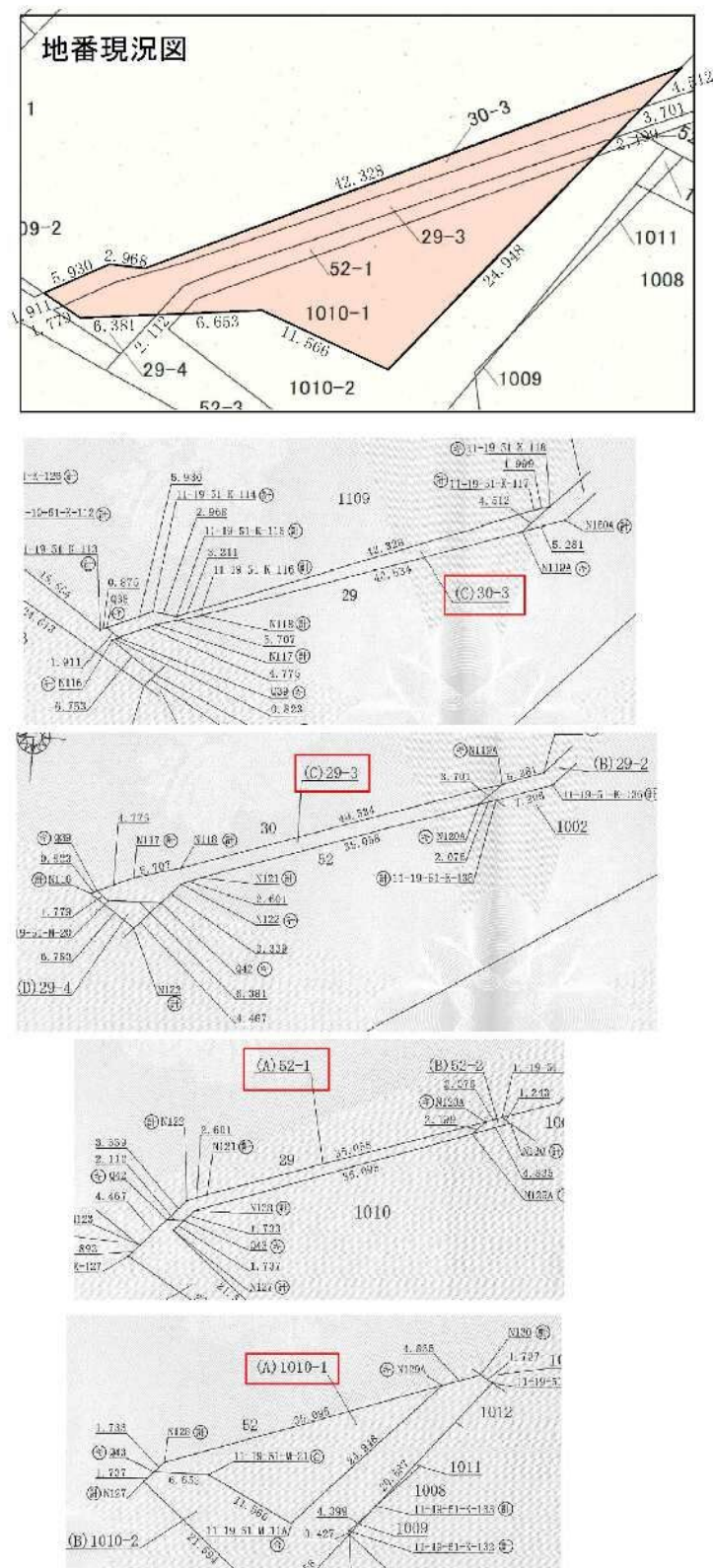
参考事項	電線が空中越境しています。いずれも設置者との移設協議は行っていません。 ・ 本地南東側の道路及び南側の街園通路のL字側溝の一部、並びに本地南西側の道路の境界ブロックの一部が本地に越境しています。本件については別途承諾書を提出する必要があります。
担当課	財政局財産管理課 TEL052-972-2318

(注) 物件説明書は、入札参加者が物件の概要を把握するための参考資料ですので、必ず入札参加者ご自身において、現地及び諸規制について調査確認を行ってください。

〈付近見取図〉



〈詳細図〉



〈参考〉

市1「港区稲永五丁目29番3、30番3、52番1、1010番1」の北側隣接地（港区稲永五丁目1109番1）は名古屋港管理組合が所有している土地になります。

名古屋市有地売払い入札と同日程で入札を実施する予定です。物件の詳細や入札方法は、名古屋港管理組合の一般競争入札のしおりをご確認ください。

お問い合わせ先：名古屋港管理組合 港営部 管財課 TEL052-654-7895



物 件 説 明 書

番号	所在地番	登記地目	地積 (㎡)		最低売却価格 (円)
市 2	港区多加良浦町三丁目				26,161,924
	34 番 1	宅地	79	25	
	35 番 1	宅地	62	86	
	35 番 2	宅地	70	63	
	35 番 3	宅地	74	12	
	35 番 4	宅地	78	53	
			計 365 39		

接面道路 の幅員等		北側で幅員約5.5mの市道（舗装済） 東側で幅員約19.5mの市道（舗装済） 南側の側道で幅員約6.2mの市道（舗装済）に接面しています。			
法令等 に基づく 制限	都市計 画法等	区 域	市街化区域		
		用途地域	第 1種住居地域		
		建ぺい率	60%	容 積 率	200%
		防火指定	準防火地域	高度地区	31m高度地区
	その他 法制限	都市機能誘導区域外、居住誘導区域内（要安全配慮区域）、 第 3 種臨海部防災区域			
交通機関		鉄 道	あおなみ線	「荒子川公園」駅より西方へ	約 1.9km
		バ ス	市営バス	「惟信高校」停留所より南方へ	約 0.2km
供給処理 施設		配管等の状況		照会先・電話番号	
	電 気	前面道路配線	有	中部電力パワーグリッド(株) 港営業所	0120-929-309
	ガ ス	前面道路配管	有	東邦ガスネットワーク(株)	0570-010104
	上水道	前面道路配管	有	名古屋市上下水道局 西部営業センター	052-352-2511
	下水道	前面道路配管	有	名古屋市上下水道局 西部営業センター	052-352-2511
公共施設		港区役所		物件の西方へ	約 3.7km
		神宮寺小学校		物件の南方へ	約 0.7km
		宝神中学校		物件の南東方へ	約 1.9km
参考事項		・地積は実測地積で、公簿地積と同一です。 ・フェンス、フェンス基礎、樹木、地下埋設物等を含めた現状有姿での引渡となります。撤去及び処分等が必要な場合は、買受者がご自身の負担において行ってください。 ・本地に存するフェンス及びフェンス基礎の一部が西側隣接地（34番 2）に越境しています。本地を使用する際には、当該フェンス及びフェンス基礎を撤去し、越境を解消していただきます。なお、隣地所有者と当該フェンス及びフェンス基礎の撤去について協議が必要となります。（契約書に特約条項を設けています。） ・本地北側道路のL字側溝の一部、北東側及び南側道路の境界ブロックの一部が本地に越境しています。本件については別途承諾書を提出する必要があります。			

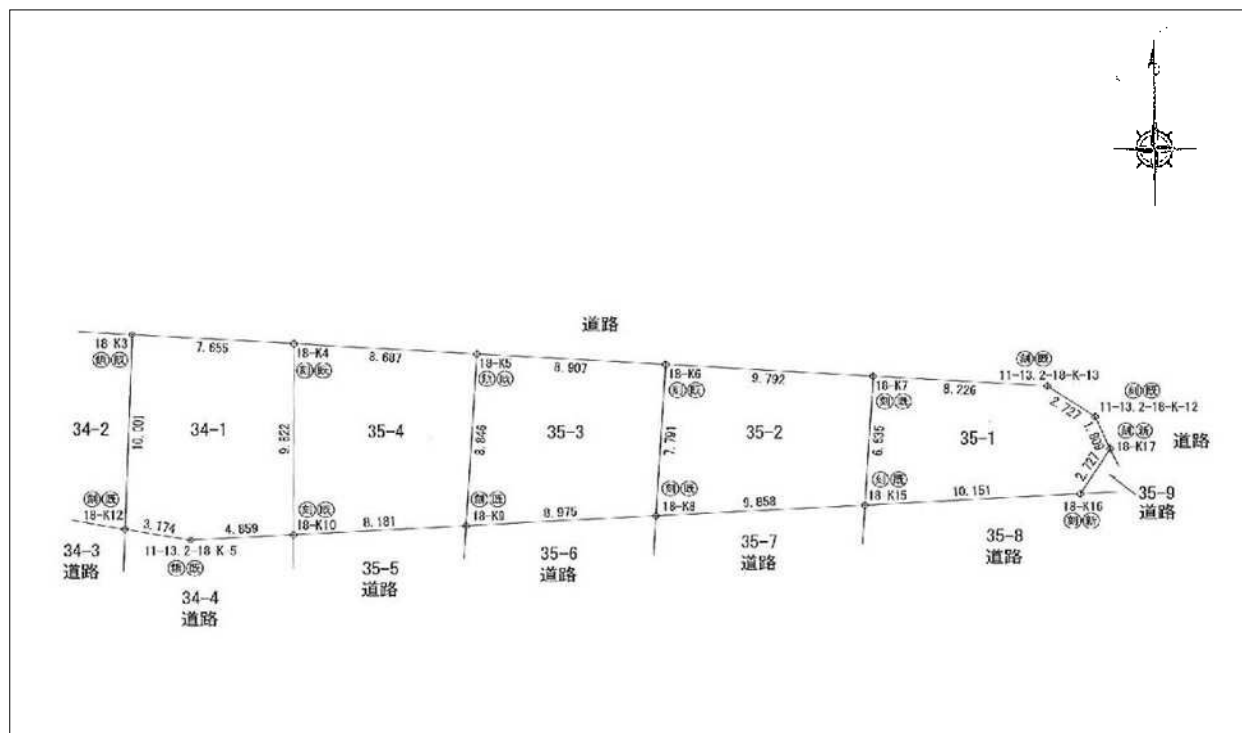
参 考 事 項	・ 本地北側の接面道路にN T T(株)の電柱が、南側の接面道路にN T T(株)の電柱及び道路標識があります。いずれも設置者との移設協議は行っていません。 ・ 本地は地下埋設物調査を実施しています。調査方法、想定埋設物量等については、名古屋市公式ウェブサイトで調査報告書を公表していますのでご確認ください。 ・ 平成12年、平成20年、平成21年の豪雨等浸水区域に含まれます。（名古屋市水防計画付図による）
担 当 課	財政局財産管理課 Tel052-972-2318

（注）物件説明書は、入札参加者が物件の概要を把握するための参考資料ですので、必ず入札参加者ご自身において、現地及び諸規制について調査確認を行ってください。

〈付近見取図〉



〈詳細図〉



物件説明書

番号	所在地番	登記地目	地積 (㎡)	最低売却価格 (円)
市 3	緑区有松南			
	106 番 1	宅地	193 40	48,492,860
	107 番	宅地	200 16	
	108 番 1	宅地	180 32	
			計 573 88	

接面道路の幅員等		北東側で約 26mの国道（舗装済） 東側で約9.0mの市道（舗装済）に接面しています。			
法令等に基づく制限	都市計画法等	区 域	市街化区域		
		用途地域	準工業地域		
		建ぺい率	60%	容 積 率	200%
		防火指定	準防火地域	高度地区	絶対高31m高度地区
	その他法制限	大規模集客施設制限地区、都市機能誘導区域内、居住誘導区域内			
交通機関		鉄 道	名鉄名古屋本線 「有松」 駅より南西方へ		約 0.6 km
		バ ス	市営バス 「有松中町」 より至近		
供給処理施設		配管等の状況		照会先・電話番号	
	電 気	前面道路配線	有	中部電力パワーグリッド(株) 緑営業所	0120-929-476
	ガ ス	前面道路配管	有	東邦ガスネットワーク(株)	0570-010104
	上水道	前面道路配管	有	名古屋市上下水道局 南部営業センター	052-899-5155
	下水道	前面道路配管	有	名古屋市上下水道局 南部営業センター	052-899-5155
公共施設		緑区役所		物件の西方へ	約 1.8 km
		有松小学校		物件の東方へ	約 0.4 km
		有松中学校		物件の南東方へ	約 0.4 km
参考事項	・地積は実測地積で、公簿地積と同一です。 ・アスファルト舗装、ガードフェンスと単管パイプ、アルミ製フェンス、雨水管・雨水桝、污水管・污水桝、上水管、ブルーシート、地下埋設物等を含めた現状有姿での引渡しとなります。撤去及び処分等が必要な場合は、買受者をご自身の負担において行ってください。 ・本地東側に既製コンクリート擁壁が、南側と西側にコンクリート擁壁があります。いずれも強度確認は行っていません。 ・本地東側の歩道に道路標識があります。設置者との移設協議は行っていません。 ・南側隣接地（109番）の竹垣風目隠しフェンスの一部が本地に越境しています。越境については隣地所有者と覚書を締結しています。詳細については下記担当課までお問い合わせください。 ・本地の排水管が西側隣接地（水路）に越境しています。排水管を使用する場合は改修が必要となり、使用しない場合は撤去が必要となります。また、改修、撤去いずれの場合も水路等使用許可の申請が必要となります。 詳細については、緑政土木局河川管理課（Tel052-972-2882）にお問い合わせください。 ・乗入れはありません。乗入れの設置を行う場合は、買受者ご自身負担で行ってください。				

	・ 本地は地下埋設物調査を実施しています。調査方法、想定埋設物量等については、名古屋市公式ウェブサイトで調査報告書を公表していますのでご確認ください。 ・ 平成12年度の豪雨等浸水区域に含まれます。（名古屋市水防計画付図による）
担 当 課	財政局財産管理課 TEL052-972-2318

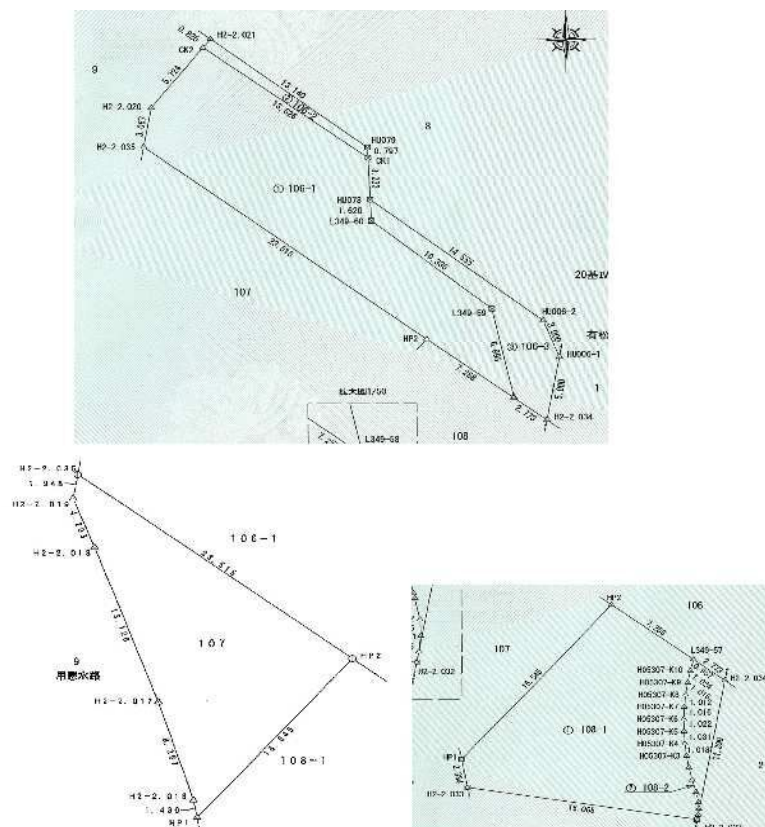
（注）物件説明書は、入札参加者が物件の概要を把握するための参考資料ですので、必ず入札参加者ご自身において、現地及び諸規制について調査確認を行ってください。

物件説明書

〈付近見取図〉



〈詳細図〉



物 件 説 明 書

番号	所在地番	登記地目	地積 (㎡)	最低売却価格 (円)
市 4	緑区太子二丁目 216 番	宅地	166 37	23,624,540

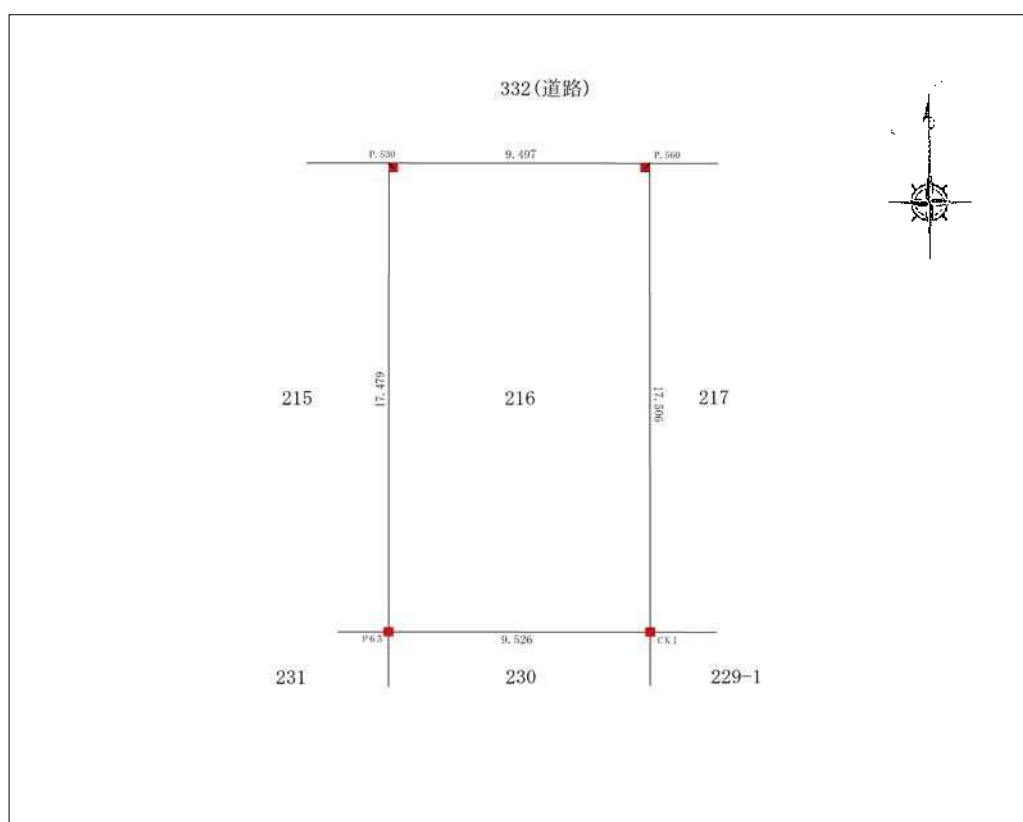
接面道路の幅員等		北側で幅員約6.5mの市道（舗装済）に接面しています。				
法令等に基づく制限	都市計画法等	区 域	市街化区域			
		用途地域	第 1種低層住居専用地域			
		建ぺい率	40%	容 積 率	80%	
		防火指定	—	高度地区	10m高度地区	
	その他法制限	外壁後退距離1.0m、都市機能誘導区域外、居住誘導区域内				
交通機関		鉄道	名鉄名古屋本線 「有松」 駅より東方へ		約 1.0km	
		バス	市営バス 「太子北」 停留所より南東方へ		約 0.2km	
供給処理施設		配管等の状況		照会先・電話番号		
	電 気	前面道路配線	有	中部電力パワーグリッド(株) 緑営業所	0120-929-476	
	ガ ス	前面道路配管	有	東邦ガスネットワーク(株)	0570-010104	
	上水道	前面道路配管	有	名古屋市上下水道局 南部営業センター	052-899-5155	
	下水道	前面道路配管	有	名古屋市上下水道局 南部営業センター	052-899-5155	
公共施設		緑区役所		物件の西方へ	約 2.9km	
		太子小学校		物件の南西方へ	約 0.1km	
		東陵中学校		物件の北西方へ	約 1.3km	
参考事項	・ 地積は実測地積で、公簿地積と同一です。					
	・ 間知石積擁壁、地下埋設物等を含めた現状有姿での引渡となります。撤去及び処分等が必要な場合は、買受者がご自身の負担において行ってください。					
	・ 間知石積擁壁の強度確認は行っていません。					
	・ 間知石積擁壁の一部が西側隣接地（215番）に越境しています。隣接地に対する越境については、隣地所有者と覚書を締結しています。詳細については下記担当課までお問い合わせください。					
	・ 東側隣接地(217番)のコンクリートブロック塀の基礎の一部が本地に越境しています。本地に対する越境については、隣地所有者と覚書を締結しています。詳細については下記担当課までお問い合わせください。					
	・ 本地は地下埋設物調査を実施しています。調査方法、想定埋設物量等については、名古屋市公式ウェブサイトで調査報告書を公表していますのでご確認ください。					
担 当 課		財政局財産管理課 TEL052-972-2318				

（注）物件説明書は、入札参加者が物件の概要を把握するための参考資料ですので、必ず入札参加者ご自身において、現地及び諸規制について調査確認を行ってください。

〈付近見取図〉



〈詳細図〉



物件説明書

番号	所在地番	登記地目	地積 (㎡)	最低売却価格 (円)
市 5	緑区鳴海町字米塚	原野 原野	105 73	17,300,554
	27 番 11		7 15	
	27 番 22		計 112 88	

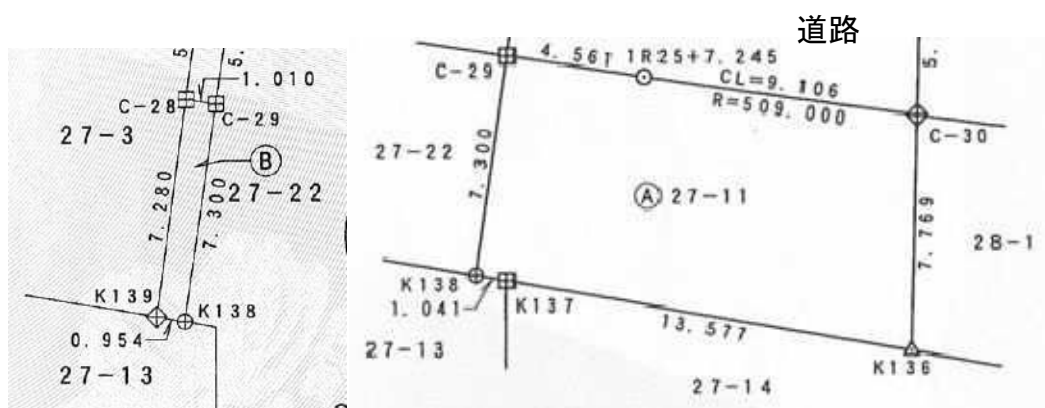
接面道路の幅員等		北側で幅員約18.0mの市道（舗装済）に接面しています。			
法令等に基づく制限	都市計画法等	区 域	市街化区域		
		用途地域	第 2種住居地域		
		建ぺい率	60%	容 積 率	200%
		防火指定	準防火地域	高度地区	31m高度地区
	その他法制限	都市機能誘導区域内、居住誘導区域内			
交通機関		鉄道	名鉄名古屋本線 「有松」 駅より北方へ		約 0.4 km
		バス	市営バス 「名鉄有松」 停留所より北方へ		約 0.1km
供給処理施設		配管等の状況		照会先・電話番号	
	電 気	前面道路配線	有	中部電力パワーグリッド(株) 緑営業所	0120-929-476
	ガ ス	前面道路配管	有	東邦ガスネットワーク(株)	0570-010104
	上水道	前面道路配管	有	名古屋市上下水道局 南部営業センター	052-899-5155
	下水道	前面道路配管	有	名古屋市上下水道局 南部営業センター	052-899-5155
公共施設		緑区役所		物件の西方へ	約 2.0 km
		東丘小学校		物件の南東方へ	約 0.2 km
		東陵中学校		物件の北西方へ	約 0.4 km
参考事項	・ 地積は実測地積で、公簿地積は 112.15 m ² です。 ・ 木柵、土留め用木板等を含めた現状有姿での引渡しとなります。撤去及び処分等が必要な場合は、買受者がご自身の負担において行ってください。 ・ 乗入れはありません。乗入れの設置を行う場合は、買受者ご自身負担による承認工事で行ってください。詳細については、緑政土木局緑土木事務所（TEL052-625-4940）にお問い合わせください。 ・ 本地北西角の接面道路に中部電力パワーグリッド(株)の電柱があります。設置者との移設協議は行っていません。				
担 当 課		財政局財産管理課 TEL052-972-2318			

（注）物件説明書は、入札参加者が物件の概要を把握するための参考資料ですので、必ず入札参加者ご自身において、現地及び諸規制について調査確認を行ってください。

〈付近見取図〉



〈詳細図〉



物 件 説 明 書

番号	所在地番	登記地目	地積 (㎡)		最低売却価格 (円)
市 6	天白区菅田三丁目 206 番	宅地	105	40	9,380,600

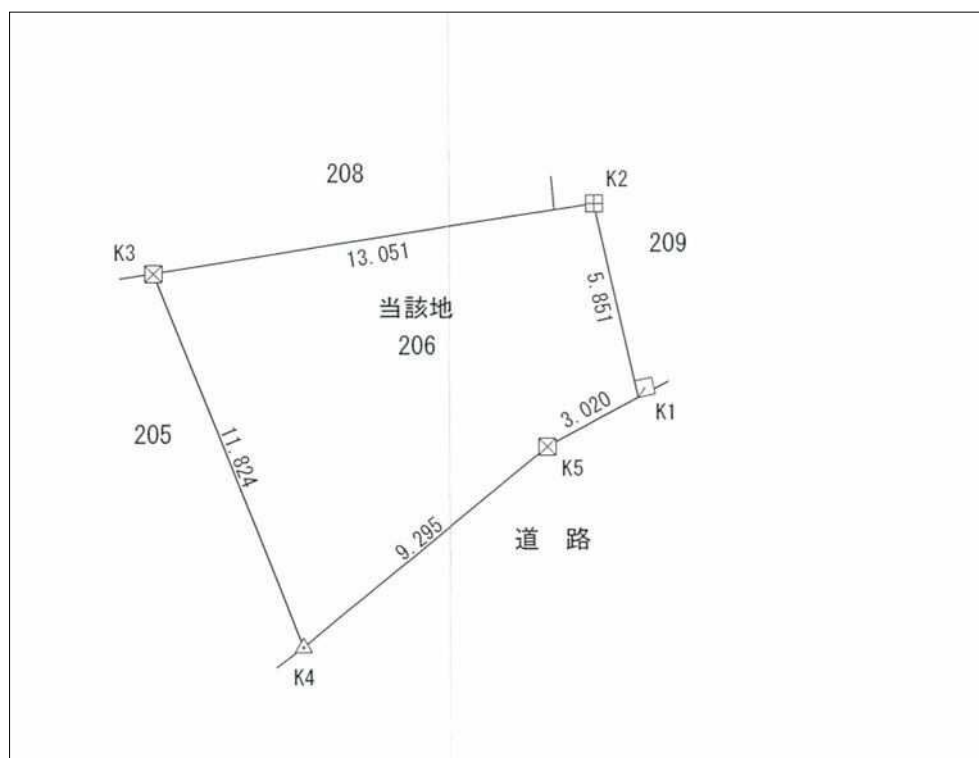
接面道路の幅員等		南東側で幅員約2.6mの建築基準法第42条第2項に規定する2項道路（舗装済）に接面しています。			
法令等に基づく制限	都市計画法等	区 域	市街化区域		
		用途地域	準住居地域		
		建ぺい率	60%	容 積 率	300%
		防火指定	準防火地域	高度地区	45m高度地区
	その他法制限	都市機能誘導区域外、居住誘導区域内			
交通機関		鉄道	地下鉄桜通線 「野並」 駅より北東方へ		約 1.6km
		バス	市営バス 「天白町菅田」 停留所より南東方へ		約 0.2km
供給処理施設		配管等の状況		照会先・電話番号	
	電 気	前面道路配線	有	中部電力パワーグリッド(株) 天白営業所	0120-929-479
	ガ ス	前面道路配管	有	東邦ガスネットワーク(株)	0570-010104
	上水道	前面道路配管	有	名古屋市上下水道局 南部営業センター	052-899-5155
	下水道	前面道路配管	有	名古屋市上下水道局 南部営業センター	052-899-5155
公共施設		天白区役所	物件の北東方へ		約 1.5km
		山根小学校	物件の南東方へ		約 0.8km
		天白中学校	物件の北東方へ		約 1.5km
参考事項	・ 地積は実測地積で、公簿地積と同一です。 ・ アスファルト舗装、樹木等を含めた現状有姿での引渡しとなります。撤去及び処分等が必要な場合は、買受者がご自身の負担において行ってください。 ・ 売却後の使用目的を、公有地の拡大の推進に関する法律第 9 条各号に掲げる施設（住宅、駐車場等）に限定します。 ・ 本地は地下埋設物調査を実施しています。調査方法、想定埋設物量等については、名古屋市公式ウェブサイトで調査報告書を公表していますのでご確認ください。 ・ 接面道路が幅員4.0m未満の場合は、敷地の後退が必要です。詳しくは住宅都市局建築指導課道路審査担当（Tel052-972-2928）にご相談ください。				
担 当 課		財政局財産管理課 Tel052-972-2318			

（注）物件説明書は、入札参加者が物件の概要を把握するための参考資料ですので、必ず入札参加者ご自身において、現地及び諸規制について調査確認を行ってください。

〈付近見取図〉



〈詳細図〉



物件説明書

番号	所在地番	登記地目	地積 (㎡)		最低売却価格 (円)
市 7	天白区天白町大字平針 字荒池下				122,281,600
	7 番 60	畑	158	94	
	7 番 61	畑	967	27	
	7 番 152	宅地	218	67	
	7 番 174	宅地	256	98	
	7 番 360	山林	46	14	
			計 1,648	00	

接面道路の幅員等		東側で幅員約6.0mの市道（舗装済） 南東側で幅員約4.9mの市道（舗装済）に接面しています。			
法令等に基づく制限	都市計画法等	区 域	市街化区域		
		用途地域	第 1種低層住居専用地域		
		建ぺい率	40%	容 積 率	60%
		防火指定	－	高度地区	10m高度地区
	その他法制限	第 1種風致地区、外壁後退距離1.5m、都市機能誘導区域外、 居住誘導区域外			
交通機関		鉄 道	地下鉄鶴舞線 「赤池」駅より南方へ		約 1.2km
		バ ス	市営バス 「荒池緑地」停留所より北東方へ		約 0.4km
供給処理施設		配管等の状況		照会先・電話番号	
	電 気	前面道路配線	有	中部電力パワーグリッド(株) 天白営業所	0120-929-479
	ガ ス	前面道路配管	有	東邦ガスネットワーク(株)	0570-010104
	上水道	前面道路配管	有	名古屋市上下水道局 南部営業センター	052-899-5155
	下水道	前面道路配管	有	名古屋市上下水道局 南部営業センター	052-899-5155
公共施設		天白区役所		物件の西方へ	約 4.5km
		平針小学校		物件の北西方へ	約 1.4km
		平針中学校		物件の西方へ	約 1.7km
参考事項	・ 地積は実測地積で、公簿地積は1,646.65㎡です。 ・ 木柵、樹木等を含めた現状有姿での引渡しとなります。撤去及び処分等が必要な場合は、買受者をご自身の負担において行ってください。 ・ 本地北側の道路は私道であり、建築基準法の道路には該当しません。 ・ 本地北西側隣接地（ 7番 153）の木造平屋建の屋根の一部及びタタキの一部が本地に越境しています。また、本地北東側隣接地（ 7番 138、 7番 139）の側溝の一部が本地に越境しています。越境については、それぞれの所有者と覚書を締結しています。詳細については下記担当課までお問い合わせください。 ・ 本地東側の接面道路に中部電力パワーグリッド(株)の電柱及び道路標識があります。いずれも設置者との移設協議は行っていません。 ・ 南東側の接面道路に街路灯があります。移設希望の場合は、買受者ご自身の負担において行ってください。詳細については、天白土木事務所（Tel052-803-6644）にお問い合わせください。 ・ 7番 152の東側隣接地の宗教法人の施設にて、護摩行が行われることがあり、風向き等によっては、当該地に煙が入ることがあります。				

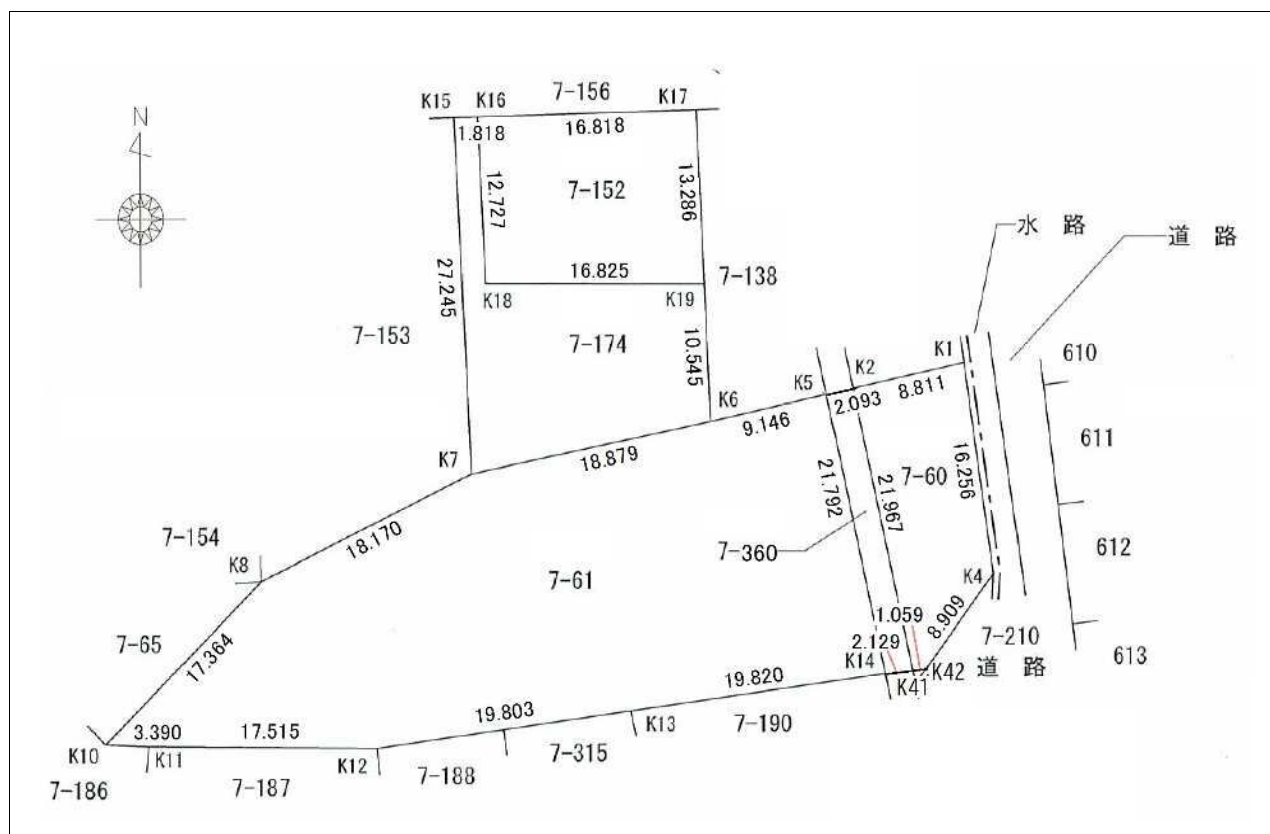
参 考 事 項	・ 7番60及び 7番61の土地は、登記地目が畑のため売買契約締結前に農地法第 3条の規定による許可または農地法第 5条の規定による届出の受理が必要です。詳細については、名古屋市農業委員会事務局 東部・緑農政課（TEL052-625-3932）にお問い合わせください。
担 当 課	財政局財産管理課 TEL052-972-2318

（注）物件説明書は、入札参加者が物件の概要を把握するための参考資料ですので、必ず入札参加者ご自身において、現地及び諸規制について調査確認を行ってください。

〈付近見取図〉



〈詳細図〉



物 件 説 明 書

番号	所在地番	登記地目	地積 (㎡)	最低売却価格 (円)
市 8	天白区天白町大字平針	山林 山林		14,208,760
	字大根ヶ越			
	161 番 2		62 80	
	163 番 1		216 90	
			計 279 70	

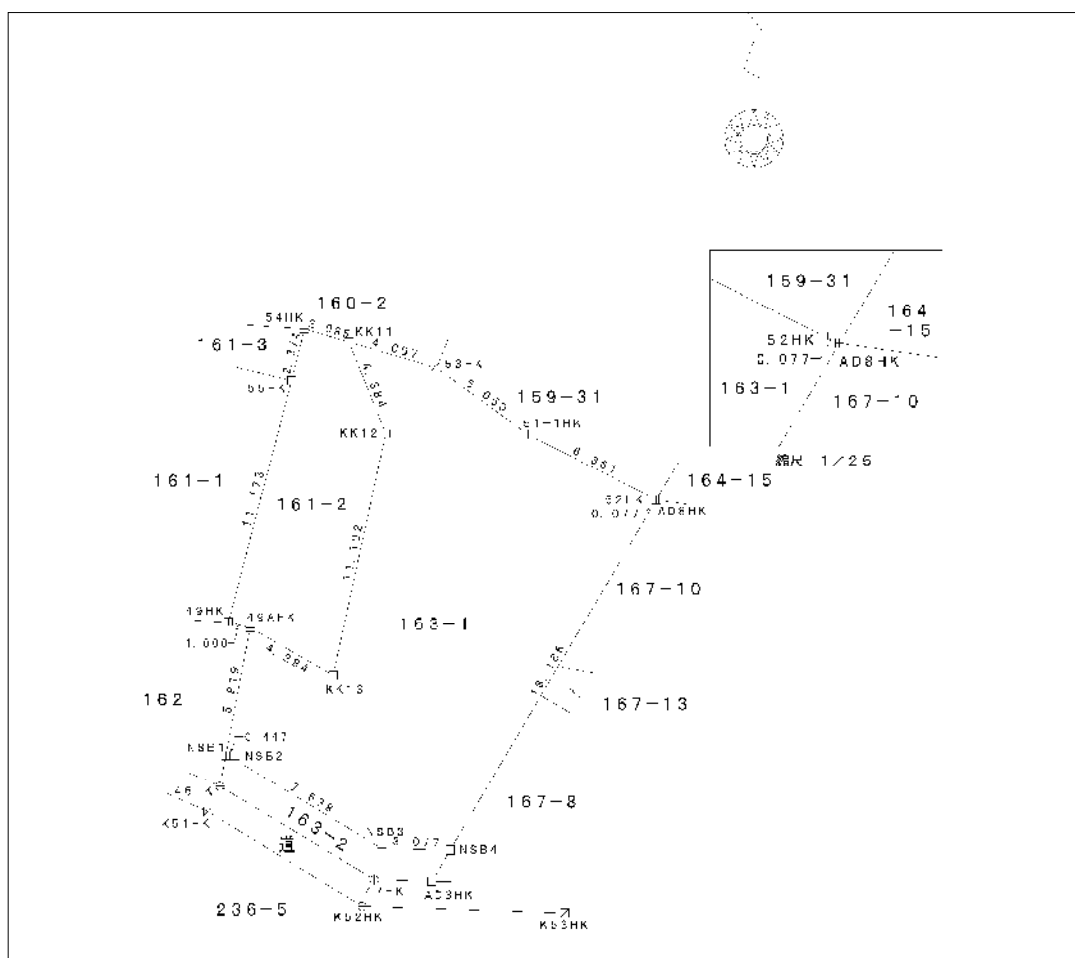
接面道路の幅員等		南側で幅員約1.3mの道路（赤道、建築基準法の道路ではない）に163番2を介して接面しています。			
法令等に基づく制限	都市計画法等	区 域	市街化区域		
		用途地域	第 1種低層住居専用地域		
		建ぺい率	40%	容 積 率	60%
		防火指定	—	高度地区	10m高度地区
	その他法制限	第 1種風致地区、外壁後退距離1.5m、特別低層住居専用地区、都市機能誘導区域外、居住誘導区域内			
交通機関		鉄道	地下鉄鶴舞線	「平針」駅より南方へ	約 0.7km
		バス	市営バス	「平針小学校」停留所より南東方へ	約 0.3km
供給処理施設		配管等の状況		照会先・電話番号	
	電 気	前面道路配線	有	中部電力パワーグリッド(株) 天白営業所	0120-929-479
	ガ ス	前面道路配管	有	東邦ガスネットワーク(株)	0570-010104
	上水道	前面道路配管	有	名古屋市上下水道局 南部営業センター	052-899-5155
	下水道	前面道路配管	有	名古屋市上下水道局 南部営業センター	052-899-5155
公共施設		天白区役所		物件の西方へ	約 3.6km
		平針小学校		物件の北西方へ	約 0.6km
		平針中学校		物件の南西方へ	約 1.0km
参考事項	・地積は実測地積で、公簿地積は 278㎡です。 ・木柵、樹木、竹林等を含めた現状有姿での引渡しとなります。撤去及び処分等が必要な場合は、買受者がご自身の負担において行ってください。 ・本地南側の接面道路に中部電力パワーグリッド(株)の電柱があります。設置者との移設協議は行っていません。 ・南側道路は建築基準法上の道路に該当しないため建築にあたっては、建築基準法第43条第 2項第 2号の許可を得る必要があります。詳細については、住宅都市局建築指導課道路審査担当（TEL052-972-2928）にお問い合わせください。 ・本地南側隣接地の 163 番 2は、市有地ですが、道路幅員確保（セットバック）のために分筆しており入札対象外地です。接道及び整備等については、住宅都市局建築指導課道路審査担当（TEL052-972-2928）にお問合せください。				
担当課	財政局財産管理課 TEL052-972-2318				

（注）物件説明書は、入札参加者が物件の概要を把握するための参考資料ですので、必ず入札参加者ご自身において、現地及び諸規制について調査確認を行ってください。

〈付近見取図〉



〈詳細図〉



物 件 説 明 書

番号	所在地番	登記地目	地積 (㎡)		最低売却価格 (円)
市 9	天白区天白町大字平針 字大根ヶ越 220 番 1	畑	763	58	90,607,167

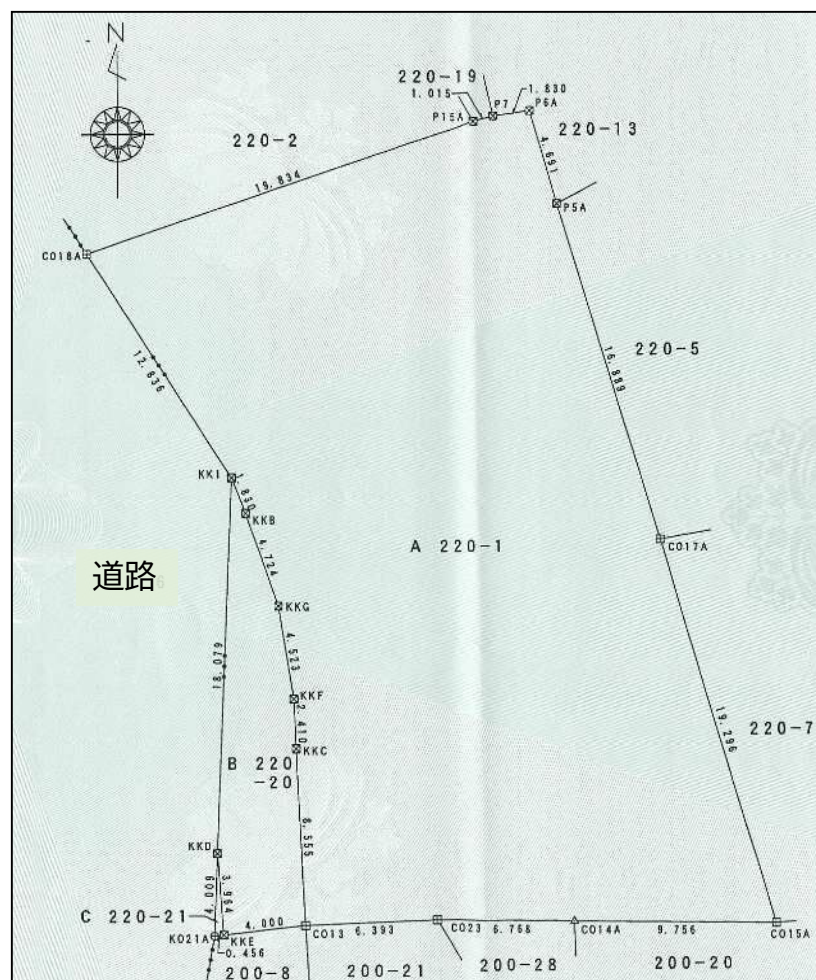
接面道路の幅員等		西側で幅員約 4mの建築基準法第42条第2項に規定する2項道路（舗装済）に接面しています。			
法令等に基づく制限	都市計画法等	区 域	市街化区域		
		用途地域	第 1種低層住居専用地域		
		建ぺい率	40%	容 積 率	60%
		防火指定	－	高度地区	10m高度地区
	その他法制限	第 1種風致地区、外壁後退距離1.5m、特別低層住居専用地区、都市機能誘導区域外、居住誘導区域内			
交通機関		鉄道	地下鉄鶴舞線 「平針」 駅より南方へ		約 0.8km
		バス	市営バス 「平針小学校」 停留所より南東方へ		約 0.3km
供給処理施設			配管等の状況	照会先・電話番号	
	電 気	前面道路配線	有	中部電力パワーグリッド(株) 天白営業所	0120-929-479
	ガ ス	前面道路配管	有	東邦ガスネットワーク(株)	0570-010104
	上水道	前面道路配管	有	名古屋市上下水道局 南部営業センター	052-899-5155
	下水道	前面道路配管	有	名古屋市上下水道局 南部営業センター	052-899-5155
公共施設		天白区役所		物件の西方へ	約 3.3km
		平針小学校		物件の北西方へ	約 0.6km
		平針中学校		物件の南西方へ	約 1.1km
参考事項	・地積は実測地積で、公簿地積は 763㎡です。 ・フェンス、フェンス基礎、木柵、地下埋設物等を含めた現状有姿での引渡しとなります。撤去及び処分等が必要な場合は、買受者がご自身の負担において行ってください。 ・本地東側にN T T(株)の引込柱が、西側接面道路に中部電力パワーグリッド(株)の電柱があります。いずれも移設について本市は対応しません。 ・登記地目が畑のため、売買契約締結前に農地法第 3条の規定による許可または農地法第 5条の規定による届出の受理が必要です。詳細については、名古屋市農業委員会事務局 東部・緑農政課（TEL052-625-3932）にお問い合わせください。 ・本地は地下埋設物調査を実施しています。調査方法、想定埋設物量等については、名古屋市公式ウェブサイトにて調査報告書を公表していますのでご確認ください。 ・西側接面道路（市道平針 4号線）の幅員は平均 2mです。 ・西側接面道路は、実測の結果が幅員 4.0m未満の場合は敷地の後退が必要です。詳細については、住宅都市局建築指導課道路審査担当（TEL052-972-2928）にお問い合わせください。				
担 当 課		財政局財産管理課 TEL052-972-2318			

（注）物件説明書は、入札参加者が物件の概要を把握するための参考資料ですので、必ず入札参加者ご自身において、現地及び諸規制について調査確認を行ってください。

〈付近見取図〉



〈詳細図〉



物件説明書

番号	所在地番	登記地目	地積 (㎡)	最低売却価格 (円)
市 10	天白区天白町大字八事 字山田			
	24 番 316	山林	135 24	9,451,806
	24 番 365	山林	129 01	
	24 番 375	山林	81 97	
			計 346 22	

接面道路 の幅員等		北側で幅員約 4.0m の私道（舗装済、建築基準法の道路ではない）に接面 しています。			
法令等 に基づく 制限	都市計 画法等	区 域	市街化区域		
		用途地域	第 1 種低層住居専用地域		
		建ぺい率	40%	容 積 率	60%
		防火指定	－	高度地区	10m 高度地区
	その他 法制限	第 1 種風致地区、外壁後退距離 1.5m、特別低層住居専用地区、 都市機能誘導区域外、居住誘導区域外			
交通機関		鉄 道	地下鉄鶴舞線 「塩釜口」 駅より北方へ 約 1.0km		
		バ ス	市営バス 「大坪二丁目」 停留所より北西方へ 約 0.5km		
供給 処理 施設		配管等の状況	照会先・電話番号		
	電 気	前面道路配線 有	中部電力パワーグリッド(株)	天白営業所	0120-929-479
	ガ ス	前面道路配管 有	東邦ガスネットワーク(株)		0570-010104
	上水道	前面道路配管 有	名古屋市上下水道局	南部営業センター	052-899-5155
	下水道	前面道路配管 有	名古屋市上下水道局	南部営業センター	052-899-5155
公共施設		天白区役所	物件の南方へ	約 2.4km	
		大坪小学校	物件の南東方へ	約 0.7km	
		御幸山中学校	物件の南西方へ	約 1.6km	
参 考 事 項	・ 地積は実測地積で、公簿地積は 345 m ² です。				
	・ フェンス・フェンス基礎、コンクリートブロック土留め、コンクリート擁壁等 を含めた現状有姿での引渡しとなります。撤去及び処分等が必要な場合は、買受者 がご自身の負担において行ってください。				
	・ 売却後の使用目的を、公有地の拡大の推進に関する法律第 9 条各号に掲げる施設 （住宅、駐車場等）に限定します。				
	・ 北側の道路は建築基準法上の道路に該当しないため、建築にあたっては、位置指定 道路の設置等を検討する必要があります。なお、位置指定道路の設置等が困難の場 合には、建築基準法第43条第2項第2号の許可を得る必要があります。詳細について は、住宅都市局建築指導課道路審査担当（TEL052-972-2928）にお問い合わせくださ い。なお、位置指定道路の設置等及び許可に関する事項について、本市（売主）は 対応しません。				
	・ 特に、個人の方が住宅等の建築を目的で入札を検討される場合、事前に不動産業 者等と相談するなど十分な調査のうえ申込みください。				

- ・本地（24番 365）と南側隣接地（67番27、67番31）の境界線上にコンクリートブロック擁壁があり、その所有権について隣地所有者と覚書を締結しています。詳細については下記担当課までお問い合わせください。
- ・本地は地下埋設物調査を実施しています。調査方法、想定埋設物量等については、名古屋公式ウェブサイトで調査報告書を公表していますのでご確認ください。
- ・本地北東角の接面道路に中部電力パワーグリッド(株)の電柱があります。設置者との移設協議は行っていません。
- ・本地は北東から南西に向かって傾斜し高低差があるため建築する場合は、がけ付近の建築にかかる愛知県建築基準条例第 8 条（通称「がけ条例」）の適用対象となる場合があります。がけ条例の詳細については、住宅都市局建築指導課建築相談担当（Tel052-972-2919）にお問い合わせください。

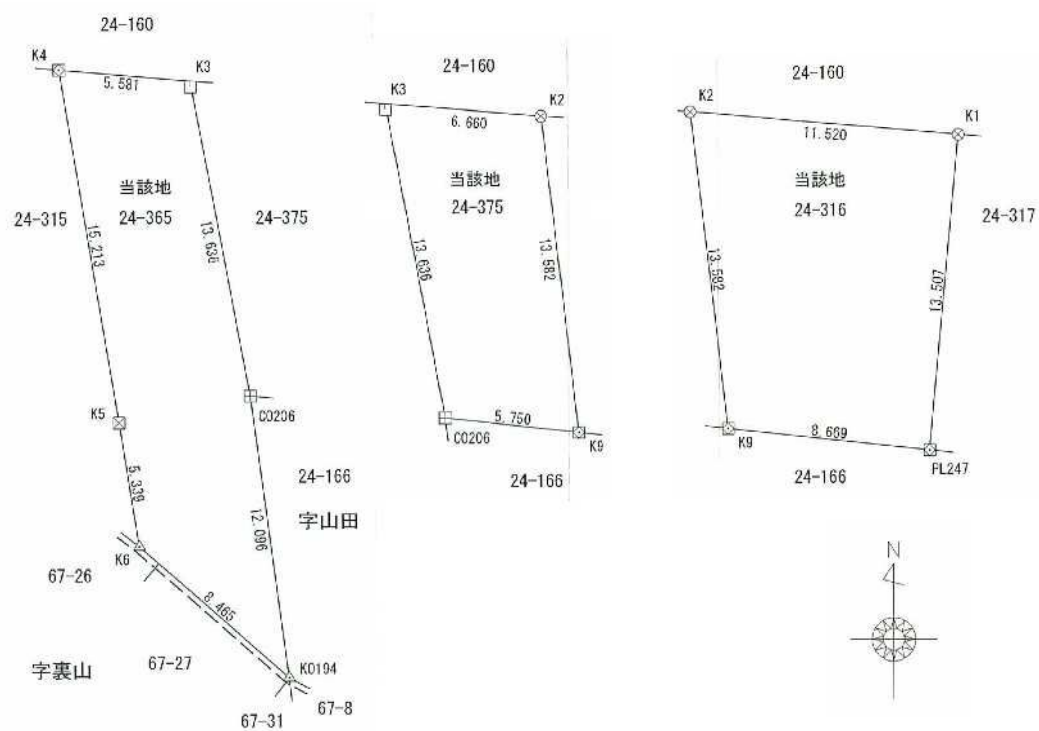
担 当 課	財政局財産管理課 Tel052-972-2318
-------	--------------------------

（注）物件説明書は、入札参加者が物件の概要を把握するための参考資料ですので、必ず入札参加者ご自身において、現地及び諸規制について調査確認を行ってください。

〈付近見取図〉



〈詳細図〉



物件説明書

番号	所在地番	登記地目	地積 (㎡)		最低売却価格 (円)
市 11	天白区天白町大字八事 字山田 24 番 514	山林	472	02	34,551,864

接面道路の幅員等		西側で幅員約4.4mの市道（舗装済）に接面しています。			
法令等に基づく制限	都市計画法等	区 域	市街化区域		
		用途地域	第 1種低層住居専用地域		
		建ぺい率	40%	容 積 率	60%
		防火指定	－	高度地区	10m高度地区
	その他法制限	第 1種風致地区、外壁後退距離1.5m、特別低層住居専用地区、都市機能誘導区域外、居住誘導区域外			
交通機関		鉄道	地下鉄鶴舞線 「塩釜口」 駅より北方へ		約 0.9 km
		バス	市営バス 「大坪二丁目」 停留所より北東方へ		約 0.2km
供給処理施設		配管等の状況		照会先・電話番号	
	電 気	前面道路配線	有	中部電力パワーグリッド(株) 天白営業所	0120-929-479
	ガ ス	前面道路配管	有	東邦ガスネットワーク(株)	0570-010104
	上水道	前面道路配管	有	名古屋市上下水道局 南部営業センター	052-899-5155
	下水道	前面道路配管	有	名古屋市上下水道局 南部営業センター	052-899-5155
公共施設		天白区役所		物件の南方へ	約 2.3 km
		大坪小学校		物件の南方へ	約 0.3 km
		御幸山中学校		物件の南西方へ	約 1.5 km
参考事項	・地積は実測地積で、公簿地積は 472 m²です。 ・木杭、樹木、金属フェンス、コンクリートブロック塀、コンクリート擁壁等を含めた現状有姿での引渡しとなります。撤去及び処分等が必要な場合は、買受者がご自身の負担において行ってください。 ・売却後の使用目的を、公有地の拡大の推進に関する法律第 9 条各号に掲げる施設（住宅、駐車場等）に限定します。 ・本地東側及び南側の一部は、隣接地より 4～ 5m高くなっており、コンクリート擁壁が設置されています。擁壁の強度確認は行っていません。 ・本地は過去に宅地造成等規制法の許可を受けた履歴はありますが、再度許可を受ける必要が生じる場合があります。詳細については、住宅都市局開発指導課（TEL 052-972-2733）にお問い合わせください。 ・特に、個人の方が住宅等の建築を目的で入札を検討される場合、事前に不動産業者等と相談するなど十分な調査のうえ申込みください。 ・本地の西側の一部が土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域（急傾斜地の崩壊）に指定されています。詳細については、愛知県尾張建設事務所維持管理課（TEL 052-961-4419）にお問い合わせください。 ・本地の東側及び南側の一部が隣接地と高低差があるため建築する場合は、がけ付近の建築にかかる愛知県建築基準条例第 8 条（通称「がけ条例」）の適用対象となる場合があります。また、本地西側の接面道路を隔てた土地（24 番 509、24 番 510）が急傾斜地であることから、がけ条例により建物の計画に制限を受ける場合があります。				

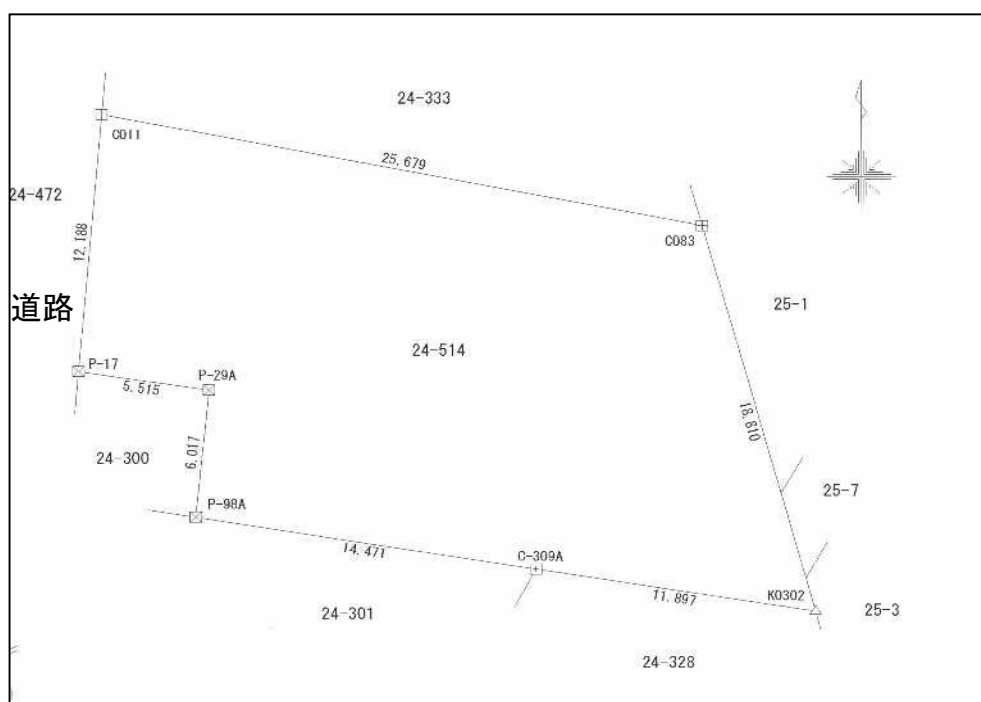
	ます。 がけ条例の詳細については、住宅都市局建築指導課建築相談担当（TEL052-972-2919）にお問い合わせください。 ・本地南東側隣接地（24 番 328、25 番 3）の「土留めブロック、コンクリートのたたき」の一部が本地に越境しています。 本地南側隣接地（24 番 301）の生垣の一部が本地に越境しています。 本地北側隣接地（24 番 333）の「コンクリート擁壁、張り出しコンクリート、コンクリートブロック塀、金属フェンス」の一部が本地に越境しています。 いずれの越境についてもそれぞれの隣地所有者と覚書を締結しています。 ・本市所有の「集水桝、排水パイプ」の一部が、本地東側隣接地（25 番 1、25 番 7）に越境していますが、覚書は締結してません。
担 当 課	財政局財産管理課 TEL052-972-2318

（注）物件説明書は、入札参加者が物件の概要を把握するための参考資料ですので、必ず入札参加者ご自身において、現地及び諸規制について調査確認を行ってください。

〈付近見取図〉



〈詳細図〉



物 件 説 明 書

番号	所在地番	登記地目	地積 (㎡)		最低売却価格 (円)
市 12	天白区天白町大字八事 字山田 24 番 535	山林	180	17	9,098,585

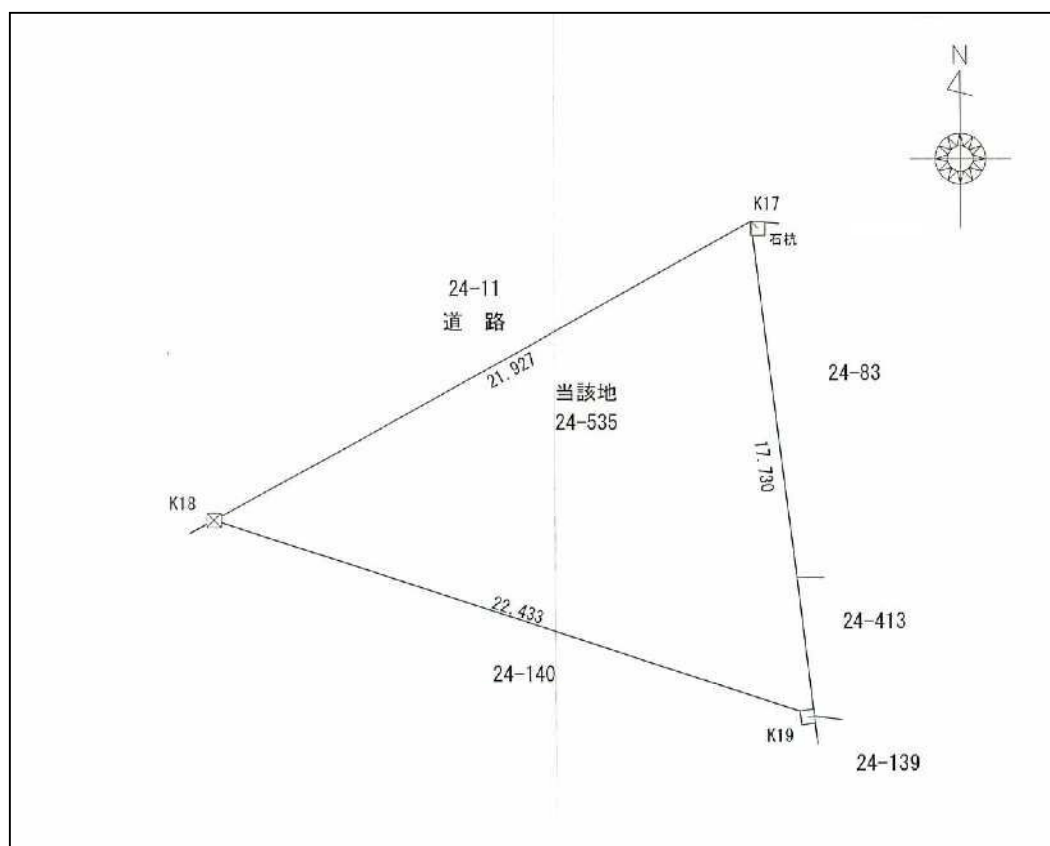
接面道路の幅員等		北側で幅員約3.0mの建築基準法第42条第 2項に規定する 2項道路（未舗装）に接面しています。			
法令等に基づく制限	都市計画法等	区 域	市街化区域		
		用途地域	第 1種低層住居専用地域		
		建ぺい率	40%	容 積 率	60%
		防火指定	－	高度地区	10m高度地区
	その他法制限	第 1種風致地区、外壁後退距離1.5m、特別低層住居専用地区、都市機能誘導区域外、居住誘導区域外、周知の埋蔵文化財包蔵地			
交通機関		鉄道	地下鉄鶴舞線 「塩釜口」 駅より北方へ		約 1.1 km
		バス	市営バス 「大坪二丁目」 停留所より北東方へ		約 0.4km
供給処理施設		配管等の状況		照会先・電話番号	
	電 気	前面道路配線	有	中部電力パワーグリッド(株) 天白営業所	0120-929-479
	ガ ス	前面道路配管	有	東邦ガスネットワーク(株)	0570-010104
	上水道	前面道路配管	有	名古屋市上下水道局 南部営業センター	052-899-5155
	下水道	前面道路配管	有	名古屋市上下水道局 南部営業センター	052-899-5155
公共施設		天白区役所		物件の南方へ	約 2.4 km
		大坪小学校		物件の南方へ	約 0.6 km
		御幸山中学校		物件の南西方へ	約 1.7 km
参考事項	・ 地積は実測地積で、公簿地積は 180 m ² です。				
	・ 木杭、金属柵、樹木等を含めた現状有姿での引渡しとなります。撤去及び処分等が必要な場合は、買受者をご自身の負担において行ってください。				
	・ 売却後の使用目的を、公有地の拡大の推進に関する法律第 9 条各号に掲げる施設（住宅、駐車場等）に限定します。				
	・ 本地は周知の埋蔵文化財包蔵地（H-117 号窯）に該当します。土木事業を実施する場合、文化財保護法に基づいて届出・通知を教育委員会文化財保護課に提出してください。詳細については教育委員会文化財保護課（Tel052-253-9279）にお問い合わせください。				
	・ 本地は北から南に向かって傾斜し高低差があるため建築する場合は、がけ付近の建築にかかる愛知県建築基準条例第 8 条（通称「がけ条例」）の適用対象となる場合があります。がけ条例の詳細については、住宅都市局建築指導課建築相談担当（Tel 052-972-2919）にお問い合わせください。				
	・ 本地の接面道路より低いことから、雨水等の排水は南側の民地を介して公道に流す必要があります。				
・ 接面道路が幅員 4.0m未満の場合は、敷地の後退が必要です。詳しくは住宅都市局建築指導課道路審査担当（Tel052-972-2928）にご相談ください。					
担 当 課		財政局財産管理課 Tel052-972-2318			

（注）物件説明書は、入札参加者が物件の概要を把握するための参考資料ですので、必ず入札参加者ご自身において、現地及び諸規制について調査確認を行ってください。

〈付近見取図〉



〈詳細図〉



売 買 契 約 書(ひな形)

売払人名古屋市（以下「売払人」という。）と買受人（以下「買受人」という。）とは、次の条項により売買契約を締結する。

（信義誠実の義務）

第1条 売払人及び買受人は、信義を重んじ、誠実に本契約を履行しなければならない。

（売買物件）

第2条 売買物件は、末記表示のとおりとする。

（売買代金）

第3条 売買代金は、金 円とする。

※ 第4条、第5条及び第6条は売買代金の納付方法により、次の4通りとなります。

①契約時に売買代金を一括納付し、入札保証金を売買代金に充当する場合

（契約保証金）

第4条 契約保証金は免除とする。

（売買代金の納付）

第5条 買受人は、本契約締結までに、売買代金を売払人の発行する納入通知書により、売払人に納付しなければならない。

2 前項の売買代金のうち、金 円は入札保証金より充当するものとする。

（所有権の移転）

第6条 売買物件の所有権は、買受人が売買代金の全額を納付後、本契約締結をもって買受人に移転する。

②契約時に売買代金を一括納付し、入札保証金を売買代金に充当しない場合

（契約保証金）

第4条 契約保証金は免除とする。

（売買代金の納付）

第5条 買受人は、本契約締結までに、売買代金を売払人の発行する納入通知書により、売払人に納付しなければならない。

（所有権の移転）

第6条 売買物件の所有権は、買受人が売買代金の全額を納付後、本契約締結をもって買受人に移転する。

③契約時に契約保証金を納付し、後日売買代金を納付する場合

（入札保証金を契約保証金に充当する場合）

（契約保証金）

第4条 買受人は、本契約締結までに、契約保証金として金 円を売払人の発行する保証金納付書により、売払人に納付しなければならない。

2 契約保証金のうち、金 円は入札保証金より充当するものとする。

3 第1項の契約保証金は、買受人が次条に定める義務を履行したときは買受人の請求により遅滞なく売払人が返還するものとし、これを履行しないときは売払人に帰属するものとする。

4 第1項の契約保証金は、利子を付けないものとし、第15条に定める損害賠償額の予定又はその一部と解釈しないものとする。

5 売払人は、買受人の申し出がある場合は、第1項に定める契約保証金を売買代金の一部に充てることができる。

(売買代金の納付)

第5条 買受人は、本契約を締結した日から20日以内に、売買代金を売払人の発行する納入通知書により、売払人に納付しなければならない。

(所有権の移転)

第6条 売買物件の所有権は、買受人が売買代金の全額を納付したとき、買受人に移転する。

④契約時に契約保証金を納付し、後日売買代金を納付する場合

(入札保証金を契約保証金に充当しない場合)

(契約保証金)

第4条 買受人は、本契約締結までに、契約保証金として金 円を売払人の発行する保証金納付書により、売払人に納付しなければならない。

2 前項の契約保証金は、買受人が次条に定める義務を履行したときは買受人の請求により遅滞なく売払人が返還するものとし、これを履行しないときは売払人に帰属するものとする。

3 第1項の契約保証金は、利子を付けないものとし、第15条に定める損害賠償額の予定又はその一部と解釈しないものとする。

4 売払人は、買受人の申し出がある場合は、第1項に定める契約保証金を売買代金の一部に充てることができる。

(売買代金の納付)

第5条 買受人は、本契約を締結した日から20日以内に、売買代金を売払人の発行する納入通知書により、売払人に納付しなければならない。

(所有権の移転)

第6条 売買物件の所有権は、買受人が売買代金の全額を納付したとき、買受人に移転する。

(売買物件の引渡し)

第7条 売買物件の売払人から買受人への引渡しは、前条の所有権の移転と同時に、現状有姿でこれを完了したものとする。

(所有権移転登記)

第8条 売買物件の売払人から買受人への所有権移転登記は、売払人が行う。

2 所有権移転登記に必要な登録免許税その他一切の費用は、すべて買受人の負担とする。

(契約不適合責任)

第9条 買受人は、引き渡された売買物件が種類、品質又は数量に関して契約の内容に適合しないこと（以下「契約不適合」という。）を発見しても、当該契約不適合を理由とした履行の追完の請求、売買代金の減額の請求、損害賠償の請求又は契約の解除をすることができない。ただし、買受人が消費者契約法（平成12年法律第61号）第2条第1項に定める消費者に該当する場合は、履行の追完の請求、売買代金の減額の請求、損害

賠償の請求又は契約の解除について、引渡しの日から2年以内に売払人に対して協議を申し出ることができるものとし、売払人は協議に応じるものとする。

※ 物件番号 市2、市3、市4、市6、市9、市10については、次のとおり追加されます。

(地下埋設物等に係る確認)

第9条の2 買受人は、売払人が実施した名古屋市有地の地下埋設物調査の調査報告書について、その内容を十分に理解した上、売買物件を買い受けるものとし、地下埋設物の撤去を行う場合には買受人の負担において実施するものとする。

2 売払人が買受人に売買物件を引き渡した後、前項の調査報告書に記載がない、又は推計を上回る数量の地下埋設物が確認された場合、売払人は一切の責任を負わないものとし、買受人は履行の追完の請求、売買代金の減額の請求、損害賠償の請求又は契約の解除をすることができない。

※ 物件番号 市1については、次のとおり追加されます。

(土壌汚染に係る確認)

第9条の3 買受人は、売払人が実施した名古屋市有地の土壌汚染調査の調査報告書について、その内容を十分に理解した上、売買物件を買い受けるものとし、土壌の入換え・撤去を行う場合には買受人の負担において実施するものとする。

2 売払人が買受人に売買物件を引き渡した後、前項の調査報告書で把握していない土壌汚染が確認された場合、売払人は一切の責任を負わないものとし、買受人は履行の追完の請求、売買代金の減額の請求、損害賠償の請求又は契約の解除をすることができない。

(用途の禁止)

第10条 買受人は、本契約を締結した日から起算して5年を経過する日までの間（以下「指定期間」という。）は、売買物件を風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条第1項に規定する風俗営業及び同条第5項に規定する性風俗関連特殊営業その他これらに類する業の用途に供し、又はこれらの用途に供されることを知りながら所有権を第三者に移転し若しくは貸してはならない。

2 買受人は、指定期間、売買物件を暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団又は法律の規定に基づき公の秩序等を害するおそれのある団体等に指定されているものを利する用途など、公序良俗に反する用途に供し、又はこれらの用途に供されることを知りながら所有権を第三者に移転し若しくは貸してはならない。

※ 第10条の2は物件により、次のとおり追加されます。

①物件番号 市1

(越境の解消)

第10条の2 売払人は、将来行う南東側及び南西側道路、並びに南側の街園通路の改良工事に合わせて、売払人の負担において、当該道路等のL字側溝の一部及び境界ブロックの一部の越境状態を解消しなければならない。

2 買受人は、第三者に売買物件の所有権を移転する場合又は借地させる場合においても、前項の内容を書面によって継承させるものとする。

②物件番号 市2

(越境の解消)

第10条の2 売払人は、将来行う北側及び南側道路の改良工事に合わせて、売払人の負担において、当該道路のL字側溝の一部及び境界ブロックの一部の越境状態を解消しなければならない。

- 2 買受人は、第三者に売買物件の所有権を移転する場合又は借地させる場合においても、前項の内容を書面によって継承させるものとする。

(越境解消の義務)

第10条の3 買受人は、売買物件を使用する際に、買受人の負担において、フェンス及びフェンス基礎を撤去し、西側隣接地への越境状態を解消しなければならない。

- 2 買受人は、第三者に売買物件の所有権を移転する場合又は借地させる場合においても、前項の義務を書面によって継承させるものとし、当該第三者に対して、前項の内容を遵守させなければならない。

(違約金)

第11条 買受人は、第10条に定める義務に違反したときは、第3条に定める売買代金の10分の3（円未満切捨て）に相当する額を違約金として売払人に納付しなければならない。

(契約の解除)

第12条 売払人は、買受人が本契約に定める義務を履行しないとき、及び契約の締結又は履行について不正な行為があったときは、本契約を解除することができる。

(返還金等)

第13条 売払人は、前条に定める解除権を行使したときは、買受人が支払った売買代金を返還する。ただし、当該返還金には利子を付けない。

- 2 売払人は、解除権を行使したときは、買受人の負担した契約の費用は返還しない。
3 売払人は、解除権を行使したときは、買受人が売買物件に支出した必要費、有益費その他一切の費用は返還しない。

(原状回復義務)

第14条 買受人は、第12条の規定により売払人が解除権を行使したときは、売払人の指定する期日までに売買物件を原状に回復して返還しなければならない。ただし、売払人が売買物件を原状に回復させることが適当でないと認めたときは、現状のまま返還することができる。

- 2 買受人は、前項により売買物件を売払人に返還するときは、売払人の指定する期日までに当該物件の買受人から売払人への所有権移転登記の承諾書を売払人に提出しなければならない。

(損害賠償)

第15条 売払人は、買受人が本契約に定める義務を履行しないため損害を受けたときは、その損害の賠償を請求することができる。

(契約の費用)

第16条 本契約の締結及び履行等に関して必要な一切の費用は、すべて買受人の負担とす

る。

(疑義の決定)

第17条 本契約に関し疑義のあるときは、売払人買受人協議のうえ決定し、売払人買受人間に権利義務の争いがあるときは、名古屋地方裁判所を管轄裁判所とするものとする。

上記の契約の締結を証するため、本契約書を2通作成し、両者記名押印のうえ、各自その1通を保有する。

令和 年 月 日

売払人 名古屋市中区三の丸三丁目1番1号

名古屋市

代表者 名古屋市長 広沢 一郎



買受人



記

種別	所在地番	登記地目	地積(m ²)
土地			

入札参加申込書

令和 年 月 日

(あて先)

名古屋市長 広沢 一郎

住 所

(フリガナ)
氏 名

※ 入札参加申込書には押印不要です。

※ 法人の場合は主たる所在地・名称を記入してください。

入札説明書及び契約条項を承知の上、下記のとおり申し込みます。

記

1 買受けを希望する物件

物件番号	所在地番	登記地目	地積(㎡)

2 使用目的

3 入札参加書送付先

郵便番号

住所

氏名

TEL

上記以外のTEL

4 開札(令和 8年 2月 6日(金))の立会について

☐希望する ☐希望しない

<備考>

- この申込書は、令和 7年12月25日(木)までの間に、必要書類を添付して、市有地売払班まで書留又は簡易書留にて郵送してください。(必着)
- 申込後の名義変更、買受希望物件の変更、申込みの取下げは一切できません。
- 必要書類の添付されていないものは受付できません。
- 連名申込の場合は、申込者欄に全員の申込者名を併記してください。
- 開札の立会についてはあくまで現段階の希望であり、その後、変更があっても差し支えありません。
- 物件ごとに、入札者数、落札金額及び落札者名を名古屋市公式ウェブサイトで公表します。また、落札者以外の方の入札金額や入札に参加された方の氏名等についても、問い合わせや情報公開請求があれば公表します。入札結果の公表に同意いただけない方は、入札の参加申込みをすることができませんので、ご注意ください。お申込をいただいた方は、入札結果の公表に同意いただいたものとみなします。

誓約書

令和 年 月 日

(あて先)

名古屋市長 広沢 一郎

住所

(フリガナ)
氏名

※ 誓約書には押印不要です。

※ 法人の場合は主たる所在地・名称を記入してください。

入札参加申込にあたって、以下の事項を誓約します。

誓約事項

- 次の各号のいずれかに該当する者ではありません。
 - 入札に係る契約を締結する能力を有しない者、破産者で復権を得ない者及び暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号。以下「暴対法」という。）第 32 条第 1 項各号に掲げる者
 - 次のいずれかに該当する者でその事実があった後 3 年間経過していない者（当該事実と同一の事由により名古屋市指名停止要綱（15 財用第 5 号）に基づく指名停止（以下「指名停止」という。）を受けている者は除く。）
 - 契約の履行にあたり、故意に工事、製造その他の役務を粗雑に行い、又は物件の品質若しくは数量に関して不正の行為をした者
 - 競争入札又はせり売りにおいて、その公正な執行を妨げた者又は公正な価格の成立を害し、若しくは不正の利益を得るために連合した者
 - 落札者が契約を締結すること又は契約者が契約を履行することを妨げた者
 - 地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 234 条の 2 第 1 項の規定による監督又は検査の実施にあたり職員の職務の執行を妨げた者
 - 正当な理由がなくて契約を履行しなかった者
 - 契約により、契約の後に代価の額を確定する場合において、当該代価の請求を故意に虚偽の事実に基づき過大な額で行った者
 - アからカまでの一に該当する事実があった後 3 年を経過しない者を契約の履行にあたり代理人、支配人その他の使用人として使用した者
 - 次のア、イに掲げる著しい経営不振の状態にある方。ただし、更生手続開始又は再生手続開始の決定後、新たに名古屋市競争入札参加資格審査申請を行い認定を受けた者を除く。
 - 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者
 - 民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者
 - 公告の日から落札決定までの間に指名停止の期間中のある者
 - 公告の日から落札決定までの間に「名古屋市が行う契約等からの暴力団関係事業者の排除に関する合意書」（平成 20 年 1 月 28 日付け名古屋市長等・愛知県警察本部長締結）及び「名古屋市が行う公有財産の売払い及び貸付の契約等からの暴力団関係事業者の排除に関する取扱要綱」（平成 20 年 2 月 15 日付け 19 財管第 253 号）に基づく排除措置を受けている者
 - 役員等（法人にあっては非常勤を含む役員及び支配人並びに営業所の代表者、その他の団体にあっては法人の役員等と同様の責任を有する代表者及び理事等、個人にあってはその者及び支店又は営業所を代表する者をいう。以下同じ。）に暴力団員等（暴力団（暴対法第 2 条第 2 号に規定するものをいう。以下同じ。）の構成員、及び暴力団と関係を持ちながら、その組織の威力を背景として暴力的不法行為等を行う者をいう。以下同じ。）がいる者
 - 暴力団員等がその経営又は運営に実質的に関与している者
 - 役員等又は使用人が、暴力団の威力若しくは暴力団員等又は暴力団員等が経営若しくは運営に実質的に関与している法人等を利用するなどしている者
 - 役員等又は使用人が、暴力団若しくは暴力団員等又は暴力団員等が経営若しくは運営に実質的に関与している法人等に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど暴力団の維持運営に協力し、又は関与している者
 - 役員等又は使用人が、暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有している者
 - 役員等又は使用人が、前各号のいずれかに該当する者であることを知りながら、これを利用するなどしている者
 - 役員等又は使用人が、暴力団又は暴力団員等から、名古屋市が行う契約等において妨害（不法な行為等で、契約等履行の障害となるものをいう。）又は不当要求（金銭の給付等一定の行為を請求する権利若しくは正当な利益がないにもかかわらずこれを要求し、又はその要求の方法、態様若しくは程度が社会的に正当なものと認められないものをいう。）を受けたことを認識していたにもかかわらず、市への報告又は警察への被害届の提出を故意に又は正当な理由がなく行わなかった者
- 前項の誓約内容が、事実と相違することが判明したときは、当該事項に関して貴市が行う一切の措置について異議の申し立てを行いません。

承 諾 書 (市 2、市 3、市 4、市 6、市 9、市10)

令和 年 月 日

(あて先)

名古屋市長 広沢 一郎

住 所

(フリガナ)
氏 名

※ 承諾書には押印不要です。

※ 法人の場合は主たる所在地・名称を記入してください。

下記の物件について、下記の事項を承諾しました。

記

1 買受けを希望する物件

物件番号	所在地番	登記地目	地積 (㎡)

2 承諾事項

- (1) 名古屋市が実施した地下埋設物調査報告書に記載がある埋設物について撤去・処分が必要な場合、一切の費用はすべて買受人の負担とする。
- (2) 地下埋設物調査報告書に記載がない、又は推計を上回る数量の埋設物が確認された場合、売払人は一切の責任を負わないものとし、買受人は履行の追完の請求、売買代金の減額の請求、損害賠償の請求又は契約の解除をすることができないものとする。
- (3) 地下埋設物に起因する土壌汚染が判明した場合、売払人は一切の責任を負わないものとし、買受人は履行の追完の請求、売買代金の減額の請求、損害賠償の請求又は契約の解除をすることができないものとする。

<備考>

- 1 この承諾書は、物件番号 市 2、市 3、市 4、市 6、市 9、市10の物件の申込みを希望する場合に、入札参加申込書とあわせて令和 7年12月25日（木）までに、市有地売払班まで書留または簡易書留にて郵送してください。（必着）
- 2 連名申込の場合は、申込者欄に全員の申込者名を併記してください。

承諾書（市 1）

令和 年 月 日

（あて先）

名古屋市長 広沢 一郎

住 所

氏 名

- ※ 承諾書には押印不要です。
 ※ 法人の場合は主たる所在地・名称を記入してください。

下記の物件について、下記の事項を承諾しました。

記

1 買受けを希望する物件

物件番号	所在地番	登記地目	地積（㎡）
市 1	港区稲永五丁目29番3、30番3、 52番1、1010番1	用悪水路 公衆用道路 田	410 18

2 承諾事項

- 買受人は、所有権移転時に、買受を希望する土地の南東側の道路及び南側の街園通路のL字側溝の一部、並びに南西側の道路の境界ブロックの一部が、当該地に越境していることを了承する。
- 買受人は、名古屋市が将来行う当該道路等の改良工事に合わせて越境状態を解消することを了承する。

<備考>

- この承諾書は、物件番号 市 1の物件の申込みを希望する場合に、入札参加申込書とあわせて令和7年12月25日（木）までに、市有地売払班まで書留または簡易書留にて郵送してください。（必着）
- 連名申込の場合は、申込者欄に全員の申込者名を併記してください。

承 諾 書 (市 2)

令和 年 月 日

(あて先)

名古屋市長 広沢 一郎

住 所

(フリガナ)
氏 名

- ※ 承諾書には押印不要です。
※ 法人の場合は主たる所在地・名称を記入してください。

下記の物件について、下記の事項を承諾しました。

記

1 買受けを希望する物件

物件番号	所在地番	登記地目	地積 (㎡)	
市 2	港区多加良浦町三丁目34番1、 35番1、35番2、35番3、35番4	宅地	365	39

2 承諾事項

- (1) 買受人は、所有権移転時に、買受を希望する土地の北側道路のL字側溝の一部、北東側及び南側道路の境界ブロックの一部が、当該地に越境していることを了承する。
(2) 買受人は、名古屋市が将来行う当該道路の改良工事に合わせて越境状態を解消することを了承する。

<備考>

- 1 この承諾書は、物件番号 市 2の物件の申込みを希望する場合に、入札参加申込書とあわせて令和7年12月25日(木)までに、市有地売払班まで書留または簡易書留にて郵送してください。(必着)
2 連名申込の場合は、申込者欄に全員の申込者名を併記してください。

承諾書（市 1）

令和 年 月 日

（あて先）

名古屋市長 広沢 一郎

住 所

（フリガナ）
氏 名

※ 承諾書には押印不要です。

※ 法人の場合は主たる所在地・名称を記入してください。

下記の物件について、下記の事項を承諾しました。

記

1 買受けを希望する物件

物件番号	所在地番	登記地目	地積（㎡）
市 1	港区稲永五丁目29番3、30番3、 52番1、1010番1	用悪水路 公衆用道路 田	410 18

2 承諾事項

- （1）名古屋市が実施した土壌汚染調査報告書に記載がある土壌汚染について土壌の入換え・撤去が必要な場合、一切の費用はすべて買受人の負担とする。
- （2）土壌汚染調査報告書に記載がない土壌汚染が発見された場合、売払人は一切の責任を負わないものとし、買受人は履行の追完の請求、売買代金の減額の請求、損害賠償の請求又は契約の解除をすることができないものとする。

<備考>

- 1 この承諾書は、物件番号 市 1の物件の申込みを希望する場合に、入札参加申込書とあわせて令和7年12月25日（木）までに、市有地売払班まで書留または簡易書留にて郵送してください。（必着）
- 2 連名申込の場合は、申込者欄に全員の申込者名を併記してください。

法人役員に関する調書

商号又は名称				
所 在 地				
役 職 名	(フリガナ) 氏 名	生年月日	性別	住 所
	()	T・S・H・R ・		
	()	T・S・H・R ・		
	()	T・S・H・R ・		
	()	T・S・H・R ・		
	()	T・S・H・R ・		
	()	T・S・H・R ・		
	()	T・S・H・R ・		
	()	T・S・H・R ・		
	()	T・S・H・R ・		
	()	T・S・H・R ・		
	()	T・S・H・R ・		
	()	T・S・H・R ・		
	()	T・S・H・R ・		
	()	T・S・H・R ・		

※ 法人の役員について記載してください。

入 札 辞 退 届

令和 年 月 日

(あて先)

名古屋市長 広沢 一郎

住 所

(フリガナ)
氏 名

- ※ 入札辞退届には押印不要です。
- ※ 法人の場合は主たる所在地・名称を記入してください。

令和 8年 2月 6日（金）開札の名古屋市有地売払い一般競争入札において、都合により
下記物件の入札を辞退します。

記

物件番号	所在地番	登記地目	地積(m ²)

切
り
取
り
線

<備考>

- 1 この辞退届は、入札参加申込書を提出した後、令和 8年 2月 4日（水）までに、市有地売払班まで郵送してください。（必着）
- 2 連名申込の場合は、申込者欄に全員の申込者名を併記してください。
- 3 辞退届提出後は、辞退の取下げは一切できません。

切手	4	6	0	-	8	5	0	8
入札参加申込書在中			名古屋市中区三の丸三丁目1番1号			名古屋市政府所財政局財産管理課		
市有地売払班 行			朱書きしてください。					

記載例(申込書)

入札参加申込書

令和〇年〇月〇日

(あて先)

名古屋市長 広沢 一郎

個人の場合

(申込者) 住所

〇〇市〇〇区〇丁目〇〇番〇〇号

(フリガナ)
氏名

ナ ゴ ヤ ハ ナ コ
名古屋 花子

法人の場合

(申込者) 住所

〇〇市〇〇区〇丁目〇〇番〇〇号

(フリガナ)
氏名

ナ ゴ ヤ カ ブ シ キ ガ イ シ ャ
名古屋株式会社
ダイヒョウトリシマリヤク ナ ゴ ヤ タ ロ ウ
代表取締役 名古屋 太郎

行政書士でない方が、業として他人の依頼を受け報酬を得て、官公署に提出する書類を作成することは、法律に別段の定めがある場合を除き、行政書士法違反となりますので、ご注意ください。

※ 入札参加申込書には押印不要です。

※ 法人の場合は主たる所在地・名称を記入してください。

入札説明書及び契約条項を承知の上、下記のとおり申し込みます。

記

1 買受けを希望する物件

物件番号	所在地番	登記地目	地積(m ²)
市〇	〇〇区〇〇〇丁目〇〇〇番	〇〇	〇〇〇 〇〇

2 使用目的 戸建住宅用地

3 入札参加書送付先

郵便番号 〇〇〇-〇〇〇〇 住所 〇〇市〇〇区〇丁目〇〇番〇〇号

氏名 名古屋 太郎

TEL 000-123-4567

<法人の場合>名古屋株式会社 営業課 甲野乙郎 上記以外のTEL 000-1234-5678

4 開札(令和 8年 2月 6日(金))の立会について

☐希望する ☒希望しない

<備考>

- この申込書は、令和 7年12月25日(木)までの間に、必要書類を添付して、市有地売払班まで書留又は簡易書留にて郵送してください。(必着)
- 申込後の名義変更、買受希望物件の変更、申込みの取下げは一切できません。
- 必要書類の添付されていないものは受付できません。
- 連名申込の場合は、申込者欄に全員の申込者名を併記してください。
- 開札の立会についてはあくまで現段階の希望であり、その後、変更があっても差し支えありません。
- 物件ごとに、入札者数、落札金額及び落札者名を名古屋市公式ウェブサイトで公表します。また、落札者以外の方の入札金額や入札に参加された方の氏名等についても、問い合わせや情報公開請求があれば公表します。入札結果の公表に同意いただけない方は、入札の参加申込みをすることができませんので、ご注意ください。お申込をいただいた方は、入札結果の公表に同意いただいたものとみなします。

誓 約 書

令和〇年〇月〇日

(あて先)

名古屋市長 広沢 一郎

行政書士でない方が、業として他人の依頼を受け報酬を得て、官公署に提出する書類を作成することは、法律に別段の定めがある場合を除き、行政書士法違反となりますので、ご注意ください。

個人の場合

住 所

(フリガナ)

氏 名

〇〇市〇〇区〇丁目〇番〇〇号

ナ ゴ ヤ ハ ナ コ

名古屋 花子

法人の場合

住 所

(フリガナ)

氏 名

〇〇市〇〇区〇丁目〇番〇〇号

ナ ゴ ヤ カ ブ シ キ ガ イ シ ャ

名古屋株式会社

ダイヒョウトリシマリヤク ナ ゴ ヤ タ ロ ウ

代表取締役 名古屋 太郎

※ 誓約書には押印不要です。

※ 法人の場合は主たる所在地・名称を記入してください。

入札参加申込にあたって、以下の事項を誓約します。

誓 約 事 項

- 次の各号のいずれかに該当する者ではありません。
 - 入札に係る契約を締結する能力を有しない者、破産者で復権を得ない者及び暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号。以下「暴対法」という。）第 32 条第 1 項各号に掲げる者
 - 次のいずれかに該当する者でその事実があった後 3 年間経過していない者（当該事実と同一の事由により名古屋市指名停止要綱（15 財用第 5 号）に基づく指名停止（以下「指名停止」という。）を受けている者は除く。）
 - 契約の履行にあたり、故意に工事、製造その他の役務を粗雑に行い、又は物件の品質若しくは数量に関して不正の行為をした者
 - 競争入札又はせり売りにおいて、その公正な執行を妨げた者又は公正な価格の成立を害し、若しくは不正の利益を得るために連合した者
 - 落札者が契約を締結すること又は契約者が契約を履行することを妨げた者
 - 地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 234 条の 2 第 1 項の規定による監督又は検査の実施にあたり職員の職務の執行を妨げた者
 - 正当な理由がなくて契約を履行しなかった者
 - 契約により、契約の後に代価の額を確定する場合において、当該代価の請求を故意に虚偽の事実に基づき過大な額で行った者
 - キ アからカまでの一に該当する事実があった後 3 年を経過しない者を契約の履行にあたり代理人、支配人その他の使用人として使用した者
 - 次のア、イに掲げる著しい経営不振の状態にある方。ただし、更生手続開始又は再生手続開始の決定後、新たに名古屋市競争入札参加資格審査申請を行い認定を受けた者を除く。
 - 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者
 - 民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者
 - 公告の日から落札決定までの間に指名停止の期間中の者
 - 公告の日から落札決定までの間に「名古屋市が行う契約等からの暴力団関係事業者の排除に関する合意書」（平成 20 年 1 月 28 日付け名古屋市長等・愛知県警察本部長締結）及び「名古屋市が行う公有財産の売払い及び貸付の契約等からの暴力団関係事業者の排除に関する取扱要綱」（平成 20 年 2 月 15 日付け 19 財管第 253 号）に基づく排除措置を受けている者
 - 役員等（法人にあっては非常勤を含む役員及び支配人並びに営業所の代表者、その他の団体にあっては法人の役員等と同様の責任を有する代表者及び理事等、個人にあってはその者及び支店又は営業所を代表する者をいう。以下同じ。）に暴力団員等（暴力団（暴対法第 2 条第 2 号に規定するものをいう。以下同じ。）の構成員、及び暴力団と関係を持ちながら、その組織の威力を背景として暴力的不法行為等を行う者をいう。以下同じ。）がいる者
 - 暴力団員等がその経営又は運営に実質的に関与している者
 - 役員等又は使用人が、暴力団の威力若しくは暴力団員等又は暴力団員等が経営若しくは運営に実質的に関与している法人等を利用するなどしている者
 - 役員等又は使用人が、暴力団若しくは暴力団員等又は暴力団員等が経営若しくは運営に実質的に関与している法人等に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど暴力団の維持運営に協力し、又は関与している者
 - 役員等又は使用人が、暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有している者
 - 役員等又は使用人が、前各号のいずれかに該当する者であることを知りながら、これを利用するなどしている者
 - 役員等又は使用人が、暴力団又は暴力団員等から、名古屋市が行う契約等において妨害（不法な行為等で、契約等履行の障害となるものをいう。）又は不当要求（金銭の給付等一定の行為を請求する権利若しくは正当な利益がないにもかかわらずこれを要求し、又はその要求の方法、態様若しくは程度が社会的に正当なものと認められないものをいう。）を受けたことを認識していたにもかかわらず、市への報告又は警察への被害届の提出を故意に又は正当な理由がなく行わなかった者
- 前項の誓約内容が、事実と相違することが判明したときは、当該事項に関して貴市が行う一切の措置について異議の申し立てを行いません。

承 諾 書

令和〇年〇月〇日

(あて先)

名古屋市長 広沢 一郎

個人の場合

(申込者) 住 所 〇〇市〇〇区〇丁目〇番〇号

(フリ ガナ)
氏 名 ナ ゴ ヤ ハナコ
名古屋 花子

法人の場合

(申込者) 住 所 〇〇市〇〇区〇丁目〇番〇号

行政書士でない方が、業として他人の依頼を受け報酬
を得て、官公署に提出する書類を作成することは、法
律に別段の定めがある場合を除き、行政書士法違反と
なりますので、ご注意ください。(フリ ガナ)
氏 名 ナ ゴ ヤ カブシキガイシャ
名古屋株式会社ダイヒョウトリシマリヤク ナ ゴ ヤ タロウ
代表取締役 名古屋 太郎

※ 承諾書には押印不要です。

※ 法人の場合は主たる所在地・名称を記入してください。

下記の物件について、下記の事項を承諾しました。

記

1 買受けを希望する物件

物件番号	所在地番	登記地目	地積 (㎡)
市 〇	〇〇区〇〇〇丁目〇〇〇番	〇〇	〇〇〇 〇〇

2 承諾事項

- (1) 名古屋市が実施した地下埋設物調査報告書に記載がある埋設物について撤去・処分が必要な場合、一切の費用はすべて買受人の負担とする。
- (2) 地下埋設物調査報告書に記載がない、又は推計を上回る数量の埋設物が確認された場合、売払人は一切の責任を負わないものとし、買受人は履行の追完の請求、売買代金の減額の請求、損害賠償の請求又は契約の解除をすることができないものとする。
- (3) 地下埋設物に起因する土壤汚染が判明した場合、売払人は一切の責任を負わないものとし、買受人は履行の追完の請求、売買代金の減額の請求、損害賠償の請求又は契約の解除をすることができないものとする。

<備考>

- 1 この承諾書は、物件番号 市 2、市 3、市 4、市 6、市 9、市10の物件の申込みを希望する場合に、入札参加申込書とあわせて令和 7年12月25日（木）までに、市有地売払班まで書留または簡易書留にて郵送してください。（必着）
- 2 連名申込の場合は、申込者欄に全員の申込者名を併記してください。

承 諾 書（市 1）

令和 年 月 日

（あて先）

名古屋市長 広沢 一郎

個人の場合

住 所
(フリガナ)
氏 名〇〇市〇〇区〇丁目〇番〇〇号
ナ ゴ ヤ ハナコ
名古屋 花子

法人の場合

住 所
(フリガナ)
氏 名〇〇市〇〇区〇丁目〇番〇〇号
ナ ゴ ヤ カブシキガイシャ
名古屋株式会社
ダイヒョウトリシマリヤク ナ ゴ ヤ タロウ
代表取締役 名古屋 太郎行政書士でない方が、業として他人の依頼を受け報酬
を得て、官公署に提出する書類を作成することは、法
律に別段の定めがある場合を除き、行政書士法違反と
なりますので、ご注意ください。

※ 承諾書には押印不要です。

※ 法人の場合は主たる所在地・名称を記入してください。

下記の物件について、下記の事項を承諾しました。

記

1 買受けを希望する物件

物件番号	所在地番	登記地目	地積 (㎡)	
市 1	港区稲永五丁目29番3、30番3、 52番1、1010番1	用悪水路 公衆用道路 田	410	18

2 承諾事項

- (1) 買受人は、所有権移転時に、買受を希望する土地の南東側の道路及び南側の街園通路のL字側溝の一部、並びに南西側の道路の境界ブロックの一部が、当該地に越境していることを了承する。
- (2) 買受人は、名古屋市が将来行う当該道路等の改良工事に合わせて越境状態を解消することを了承する。

<備考>

- 1 この承諾書は、物件番号 市 1の物件の申込みを希望する場合に、入札参加申込書とあわせて令和7年12月25日（木）までに、市有地売払班まで書留または簡易書留にて郵送してください。（必着）
- 2 連名申込の場合は、申込者欄に全員の申込者名を併記してください。

承 諾 書（市 2）

令和 年 月 日

（あて先）

名古屋市長 広沢 一郎

個人の場合

住 所
(フリガナ)
氏 名〇〇市〇〇区〇丁目〇番〇〇号
ナ ゴ ヤ ハナコ
名古屋 花子

法人の場合

住 所
(フリガナ)
氏 名〇〇市〇〇区〇丁目〇番〇〇号
ナ ゴ ヤ カブシキガイシャ
名古屋株式会社
ダイヒョウトリシマリヤク ナ ゴ ヤ タロウ
代表取締役 名古屋 太郎

行政書士でない方が、業として他人の依頼を受け報酬を得て、官公署に提出する書類を作成することは、法律に別段の定めがある場合を除き、行政書士法違反となりますので、ご注意ください。

※ 承諾書には押印不要です。

※ 法人の場合は主たる所在地・名称を記入してください。

下記の物件について、下記の事項を承諾しました。

記

1 買受けを希望する物件

物件番号	所在地番	登記地目	地積 (㎡)
市 2	港区多加良浦町三丁目34番1、 35番1、35番2、35番3、35番4	宅地	365 39

2 承諾事項

- (1) 買受人は、所有権移転時に、買受を希望する土地の北側道路のL字側溝の一部、北東側及び南側道路の境界ブロックの一部が、当該地に越境していることを了承する。
- (2) 買受人は、名古屋市が将来行う当該道路の改良工事に合わせて越境状態を解消することを了承する。

<備考>

- 1 この承諾書は、物件番号 市 2の物件の申込みを希望する場合に、入札参加申込書とあわせて令和7年12月25日（木）までに、市有地売払班まで書留または簡易書留にて郵送してください。（必着）
- 2 連名申込の場合は、申込者欄に全員の申込者名を併記してください。

承 諾 書 (市 1)

令和 年 月 日

(あて先)

名古屋市長 広沢 一郎

個人の場合

住 所
(フリガナ)
氏 名

〇〇市〇〇区〇丁目〇番〇〇号
ナ ゴ ヤ ハナコ
名古屋 花子

法人の場合

住 所
(フリガナ)
氏 名

〇〇市〇〇区〇丁目〇番〇〇号
ナ ゴ ヤ カブシキガイシャ
名古屋株式会社
ダイヒョウトリシマリヤク ナ ゴ ヤ タロウ
代表取締役 名古屋 太郎

行政書士でない方が、業として他人の依頼を受け報酬を得て、官公署に提出する書類を作成することは、法律に別段の定めがある場合を除き、行政書士法違反となりますので、ご注意ください。

※ 承諾書には押印不要です。

※ 法人の場合は主たる所在地・名称を記入してください。

下記の物件について、下記の事項を承諾しました。

記

1 買受けを希望する物件

物件番号	所在地番	登記地目	地積 (㎡)
市 1	港区稲永五丁目29番3、30番3、 52番1、1010番1	用悪水路 公衆用道路 田	410 18

2 承諾事項

- (1) 名古屋市が実施した土壤汚染調査報告書に記載がある土壤汚染について土壌の入換え・撤去が必要な場合、一切の費用はすべて買受人の負担とする。
- (2) 土壤汚染調査報告書に記載がない土壤汚染が発見された場合、売払人は一切の責任を負わないものとし、買受人は履行の追完の請求、売買代金の減額の請求、損害賠償の請求又は契約の解除をすることができないものとする。

<備考>

- 1 この承諾書は、物件番号 市 1の物件の申込みを希望する場合に、入札参加申込書とあわせて令和7年12月25日(木)までに、市有地売払班まで書留または簡易書留にて郵送してください。(必着)
- 2 連名申込の場合は、申込者欄に全員の申込者名を併記してください。

法人役員に関する調書

行政書士でない方が、業として他人の依頼を受け報酬を得て、官公署に提出する書類を作成することは、法律に別段の定めがある場合を除き、行政書士法違反となりますので、ご注意ください。

商号又は名称	名古屋株式会社			
所在地	〇〇市〇〇区〇丁目〇〇番〇〇号			
役職名	(フリガナ) 氏名	生年月日	性別	住所
代表取締役	(ナゴヤ タロウ) 名古屋 太郎	T・S・H・R 20・8・15	男	名古屋市中区三の丸三丁目1番1号
取締役	(ナゴヤ ハナコ) 名古屋 花子	T・S・H・R 21・7・14	女	名古屋市中区三の丸三丁目1番1号
取締役	(アイチ ジロウ) 愛知 次郎	T・S・H・R 30・6・13	男	名古屋市中区丸の内二丁目1番36号
監査役	(コウシャ サブロウ) 公社 三郎	T・S・H・R 40・5・12	男	名古屋市中区二の丸二丁目2番2号
	()	T・S・H・R ・		
	()			
	()			
	()	T・S・H・R ・		
	()	T・S・H・R ・		
	()	T・S・H・R ・		
	()	T・S・H・R ・		
	()	T・S・H・R ・		
	()	T・S・H・R ・		

代表役員については、現在事項全部証明書に記載されている代表役員の住所地を記載し、その他の役員については、現住所を記載してください。
なお、入札の申込を支配人名で行う場合は、支配人についても、この書類に記載してください。

※ 法人の役員について記載してください。

記載例(入札辞退届)

入 札 辞 退 届

令和〇年〇月〇日

(あて先)

名古屋市長 広沢 一郎

行政書士でない方が、業として他人の依頼を受け報酬を得て、官公署に提出する書類を作成することは、法律に別段の定めがある場合を除き、行政書士法違反となりますので、ご注意ください。

個人の場合

(申込者)

住所

〇〇市〇〇区〇丁目〇〇番〇〇号

(フリガナ)
氏名

ナ ゴ ヤ ハ ナ コ
名古屋 花子

法人の場合

(申込者)

住所

〇〇市〇〇区〇丁目〇〇番〇〇号

(フリガナ)
氏名

ナ ゴ ヤ カ ブ シ キ ガ イ シ ャ
名古屋株式会社
ダイヒョウトリシマリヤク ナ ゴ ヤ タ ロ ウ
代表取締役 名古屋 太郎

※ 入札辞退届には押印不要です。

※ 法人の場合は主たる所在地・名称を記入してください。

令和 8年 2月 6日 (金) 開札の名古屋市有地売払い一般競争入札について、都合により下記物件の入札を辞退します。

記

物件番号	所在地番	登記地目	地積(m ²)
市〇	〇〇区〇〇〇丁目〇〇番	〇〇	〇〇〇 〇〇

<備考>

- 1 この辞退届は、入札参加申込書を提出した後、令和 8年 2月4日 (水) までに、市有地売払班まで郵送してください。(必着)
- 2 連名申込の場合は、申込者欄に全員の申込者名を併記してください。
- 3 辞退届提出後は、辞退の取下げは一切できません。

入札参加申込チェックリスト

《提出方法》

- ☐ 提出期間（令和 7年12月 1日～令和 7年12月25日必着）を確認していますか
- ☐ 入札参加申込書等は書留又は簡易書留で提出していますか

《提出書類》

<個人の場合>

- ☐ 入札参加申込書
- ☐ 誓約書
- ☐ 承諾書（必要な物件のみ）
- ☐ 住民票の写し（個人番号（マイナンバー）の記載がないものをご使用ください）

<法人の場合>

- ☐ 入札参加申込書
- ☐ 誓約書
- ☐ 承諾書（必要な物件のみ）
- ☐ 現在事項全部証明書
- ☐ 法人役員に関する調書

《各提出書類の作成等》

【入札参加申込書】

- ☐ 現地及び諸規制を確認していますか
- ☐ 住所、氏名が住民票等と同一ですか
- ☐ 氏名及び法人名にフリガナが記入されていますか
- ☐ 物件番号と所在地番が物件説明書と一致していますか
- ☐ 使用目的が記入されていますか
- ☐ 電話番号等連絡先が記入されていますか
- ☐ 訂正箇所には訂正印が押印してありますか

【誓約書】

- ☐ 入札参加申込書と同じ住所、氏名の記入がなされていますか

【住民票の写し（個人の場合）】

- ☐ 発行日が申込日の 3か月以内ですか
- ☐ 個人番号（マイナンバー）の記載のない住民票ですか

【法人役員に関する調書（法人の場合）】

- ☐ 商号又は名称、所在地、役職名、氏名が現在事項全部証明書の記載内容と同一ですか
（役職は監査役まで記入されていますか）
- ☐ 法人の申込者（申込書）が「代表」でなく「支配人」の場合、支配人の情報も記入されていますか
- ☐ 全員の氏名にフリガナ、生年月日、性別、住所は記入されていますか

【現在事項全部証明書（法人の場合）】

- ☐ 発行日が申込日の 3か月以内ですか

アンケート調査ご協力をお願い

今後の名古屋市有地売払いの参考として、以下のアンケートにご協力をお願いいたします。

1 今回の市有地売払いを知ったきっかけを教えてください。

(該当する番号すべてに「○」をお付けください。)

- ① 現地看板
- ② 新聞折り込みチラシ
- ③ 広報なごや
- ④ 名古屋市公式ウェブサイト
- ⑤ 区役所等で配布のリーフレット
- ⑥ メール配信サービス
- ⑦ 名古屋市公式LINE
- ⑧ 住宅展示場
- ⑨ インターネット広告 (at home)
- ⑩ その他 ()

2 どのような広報内容、広報媒体があれば、市有地売払いの情報を入手しやすいと思いますか。ご自由にお書きください。

[]

3 市有地売払いについて、ご意見・ご要望等をご自由にお書きください。

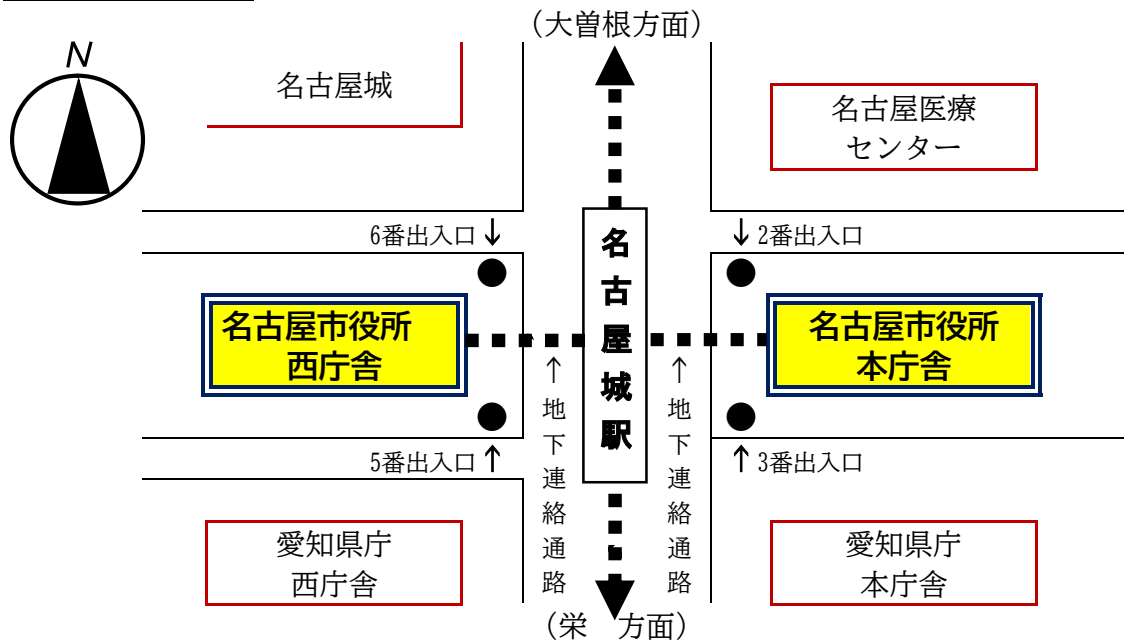
[]

ご協力ありがとうございました。このアンケートは入札参加申込書とあわせてご提出ください。

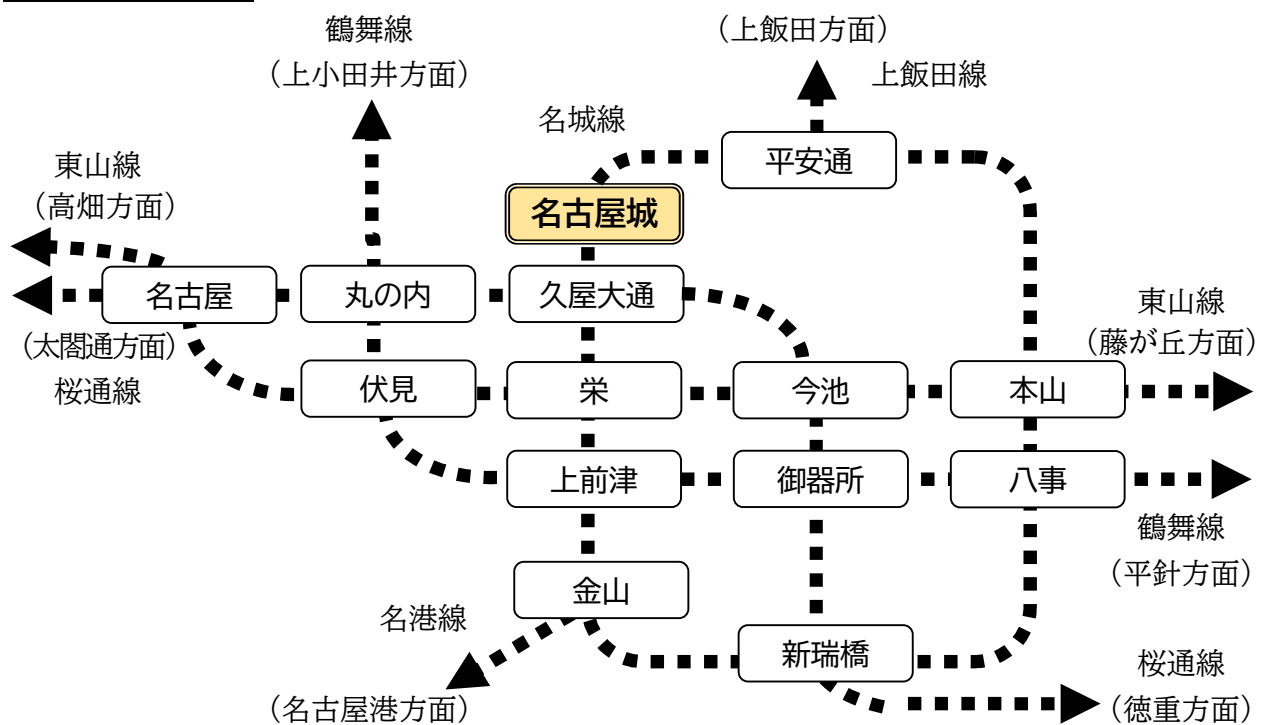
《市有地売払情報のメール配信サービスのご案内》

- ・ 事前に登録していただいた方に、入札情報をメール配信するサービスを行っています。
サービスを希望する方は、「1法人名、2住所、3電話番号、4担当者氏名」を記入のうえ、下記アドレスまで送信してください。その際のメールの件名は、「市有地売払情報メールサービス希望」としてください。
- ・ 500㎡以上の市有地に限ったメールの配信も可能です。その場合の件名は「開発事業者向け市有地売払情報メールサービス希望」としてください。
- ・ 送信先メールアドレス : a2318@zaisei.city.nagoya.lg.jp
(この情報は、市有地売払情報メールサービス以外には使用しません。)

市役所位置図



地下鉄路線図



市役所を通る主なバス路線

- 基幹2 (栄～市役所～引山・四軒家)
- 基幹2 (名古屋駅～市役所～猪高車庫)
- 名駅14 (名古屋駅～市役所～大曽根)
- 栄11 (栄～市役所～如意車庫前・如意住宅・平田住宅)
- 栄25 (栄～市役所～名塚中学・名西橋)

お問い合わせ先

〒460－8508 名古屋市中区三の丸三丁目1番1号		
担当課	事務室	TEL・FAX
財政局財産管理課	市役所本庁舎 3階	TEL 052-972-2318 FAX 052-972-4122
午前 8時45分から午後 5時30分まで (土曜日、日曜日、祝日及び年末年始(12月27日から 1月 4日)を除く。)		

名古屋市公式ウェブサイトから物件説明書、現地写真、入札参加申込書などをダウンロードすることができます。

名古屋市公式ウェブサイトトップページ (<https://www.city.nagoya.jp>)

> 市政情報 > 公売・売払い・貸付物件 > 市有物件の売払い・貸付け > 市有地の売払い

